

# 平成17年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成17年3月1日（火曜日）

## 議事日程（第1号）

平成17年3月1日（火）午前10時01分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期及び日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針について
- 第6 報告第1号
- 第7 議案第1号から議案第84号まで
- 第8 請願第1号から請願第8号まで、陳情第1号及び陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君

37番	佐藤	孝	君	38番	金光	英晴	君
39番	葛西	博之	君	40番	猪股	文彦	君
41番	川上	龍一	君	42番	本間	千佳子	君
43番	大場	慶親	君	44番	金子	克己	君
45番	本間	武雄	君	46番	根岸	勇雄	君
47番	牧野	秀夫	君	48番	近藤	和義	君
49番	熊谷	実	君	50番	本間	勇作	君
51番	祝	優雄	君	52番	兵庫	稔	君
53番	梅澤	雅廣	君	54番	竹内	道廣	君
55番	渡部	幹雄	君	56番	大澤	祐治郎	君
57番	肥田	利夫	君	58番	加賀	博昭	君
59番	岩野	一則	君	60番	浜口	鶴藏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎	君	助役	大竹	幸一	君
総務課長	親松	東一	君	市民課長	清水	紀治	君
企画情報課長	齋藤	英夫	君	建設課長	佐藤	一富	君
水道課長	植野	研一	君	農林水産課長	斉藤	博	君
観光商工課長	齋藤	正	君	財政課長	浅井	賀康	君
社会福祉課長	熊谷	英男	君	環境保健課長	仲川	正昭	君
医療課長	木村	和彦	君	会計課長	粕谷	達男	君
農業委員会事務局長	渡辺	兵三郎	君	教育委員会学校教育課長	古田	英明	君
教育委員会生涯学習課長	松田	芳正	君	教育委員長	豊原	久夫	君
教育長	石瀬	佳弘	君	選挙管理委員会委員長	林	千隆	君
選挙管理委員会事務局長	仲川	敏明	君	消防長	加藤	侑作	君
両津支所長	佐々木	文昭	君	相川支所長	大平	三夫	君
佐和田支所長	中川	義弘	君	新徳支所長	末武	正義	君

畑野支所長	宇	治	秀	三	郎	君	真野支所長	逸	見	政	義	君
小木支所長	菊	地	賢	一	君		羽茂支所長	青	木	典	茂	君
赤産課 泊業支建設所 支所長	渡	辺	邦	生	君		代 監 査 委 員	清	水	一	次	君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐	々	木		均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事係長	中	川	雅	史	君		議事係	松	塚	洋	樹	君	

○議長（浜口鶴蔵君） 会議に先立ちまして、この際ご報告申し上げます。

入院加療中であつた加藤真議員は、薬石効なく、去る2月17日ご逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

加藤真議員は、年齢からしても今後のご活躍に期して待つべきもの大でありましたのに、再び温容に接することのできないことは痛惜にたえません。

ここに加藤真議員のご冥福を祈り、謹んで黙・をささげたいと思います。

皆様、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 黙・。

〔黙・〕

○議長（浜口鶴蔵君） 黙・を終わります。ありがとうございました。

ご着席願います。

---

午前10時01分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は58名、定足数に達しておりますので、平成17年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、6番、島倉武昭君、54番、竹内道廣君を指名いたします。

---

日程第2 会期及び日程の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 会期及び日程の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 去る25日の議会運営委員会で決定した内容をご報告申し上げます。

本日3月1日、本会議。会期日程の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針演説、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案等の委員会付託を行います。

2日、委員会。補正予算等の先議分の委員会を開きます。

3日、委員会。同じく先議分の補正予算等の委員会を開きます。続いて、議会運営委員会、委員長報告の配付、質疑の受け付け。

4日、本会議。最初に、代表質問、6人で行います。続いて、先議案件の委員会審査報告、質疑、討論、採決を行います。本会議終了後、特別委員会、議会報の委員会を開催いたします。続いて、各派代表者会

議を行います。

7日、本会議。一般質問、4人。

8日、本会議。一般質問、4人

9日、本会議。一般質問、4人。

10日、本会議。一般質問、4人。

11日、本会議。一般質問、3人。ここで追加議案の上程・提案理由の説明、追加議案に対する質疑、追加議案の委員会付託、討論、採決を行います。

14日、委員会。常任委員会です。

15日、16日、17日まで常任委員会を行います。

18日、全員協議会。行政視察報告などの全員協議会を開きます。終了後、各派代表者会議。

裏を見ていただきたいのですが、連休明けの22日、委員会。これは特別委員会で、この日は行財政と空港の特別委員会を開催いたします。

23日、委員会。これも特別委員会で、決算と議会報の委員会を開催いたします。

24日、委員会。これも特別委員会で、新市建設計画と観光の委員会を開催いたします。

25日、本会議。追加議案の上程・提案理由の説明、追加議案に対する質疑、討論、採決。追加議案の委員会付託を行います。本会議終了後、委員会審査、各派代表者会議を行います。

28日、委員会。委員会審査の採決を行います。続いて、全員協議会、議会運営委員会。15時をめぐりに委員長報告配付、質疑の受け付けを行います。

29日、最終日、本会議。14時をめぐりに本会議を開催いたします。委員会審査報告、質疑、討論、採決。発議案の上程、質疑、討論、採決。人事案件の上程、採決という日程で行いたいと思います。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。本定例会の会期及び日程は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、会期及び日程は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

決算審査特別委員会に付託した案件の訂正の件

○議長（浜口鶴蔵君） ここで決算審査特別委員会に付託中の案件について、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 決算審査について一言申し上げます。

平成15年度佐渡市旧市町村及び旧一部事務組合の一般会計、各特別会計の決算について、決算審査特別委員会から不備な点が多く見受けられたとのご指摘をいただいております。これまでの事務執行が十分に機能していなかったという反省に立ち、ここに陳謝申し上げるとともに、このような過ちを繰り返さないよう関係部署に十分注意を促し、指導も徹底していきたいと考えております。指摘された点につきましては、改善に向けた取り組みを進め、適正な事務執行に当たってまいりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

決算審査特別委員会に付託中の案件については、ただいまの市長の発言のとおり訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託中の案件については、ただいまの市長の発言のとおり訂正することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 市長の行政報告を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 先ほども故加藤市議に対する黙<sup>■</sup>が行われたわけでございますけれども、若くしてみまかられた加藤氏のご冥福を心からお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、まず初めに市の花・木・鳥・魚の選定についてご報告申し上げます。市の花・木・鳥・魚の選定については、各地区1名ずつ計10名で構成する佐渡市市民憲章等審議会に諮問して、市民憲章とともに審議していただきました。10月の第1回審議会において、公募により意見集約をすることが決定され、市報「さど」や市ホームページ、佐渡市テレビで周知を行い、約1カ月後に花、木、鳥、魚それぞれ約1,000件の応募をいただきました。審議会では、応募の内容を踏まえて十分審議をいただき、このたび2月14日に市の花にカンゾウ、市の木にアテビ、市の鳥にトキ、市の魚にブリをそれぞれ答申いただきました。市としましては、市民の意向を踏まえた審議会の答申を尊重し、答申どおりに市の花・木・鳥・魚と決定いたしましたことをご報告いたします。今後は、新生佐渡市のシンボルとして市民が一体となって市の花・木・鳥・魚をかわいがっていただき、新市のPRにつなげていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、主要地方道佐渡一周線の交通規制についてご報告申し上げます。去る2月11日の午後4時ごろ、佐渡一周線の松ヶ崎から岩首間において延長約20メートルにわたって土砂崩れが発生し、一時全面交通どめとなりました。翌日の早朝から夜間にかけて復旧に取りかかり、13日午前6時に開通いたしました。しかし、崩壊のり面の状態が不安定で危険なために、昼間は交通誘導員2名と監視員1名を配置し、交通の確保を図っているところでありますが、夜間においては見通しがきかず危険なため、全面交通どめとなっております。今後の復旧見通しでございますが、対策として海岸側に仮設道路を設置し、安全面の確保を図るように地元の漁協関係者及び地域住民皆様の協力を得て進めているところでございます。一刻も早く復旧できるようさらに強く県に要請してまいります。

次に、教育委員会関係施設の事業等の状況を申し上げます。まず、赤泊小学校改築事業でございますが、平成15年度から平成17年度までの3カ年事業として進めておりますが、校舎棟が平成17年1月12日に竣工し、1月24日から新校舎にて授業を開始しております。新校舎の概要は、鉄筋コンクリート建て、3階建て、延べ床面積3,909平方メートルとなっております。一方、体育館棟工事は平成16、17年度の2カ年事業であり、平成16年10月5日に工事発注し、1月末現在の進捗率は15%となっております。なお、工期は平成17年10月14日まで、工事規模は鉄筋コンクリート建て、一部鉄骨づくり2階建て、延べ床面積947平方メートルであります。グラウンド改修工事については、国の補正予算対応事業となり、平成16年度国庫負担事業として実施予定であります。

次に、高千中学校大規模改造事業です。高千中学校は建築後20年を経過し、内部の改修や冬の季節風等による老朽化に伴う外壁改修をメインに平成16年7月20日に校舎棟の大規模改造工事を発注し、平成16年12月20日に竣工しております。なお、体育館棟大規模改造工事についても、赤泊小学校グラウンド改修と同様に国の補正予算対応で平成16年度事業として実施予定でございます。さらに、深浦小学校体育館改築事業であります。この事業は平成16、17年度の2カ年継続であり、平成16年7月29日に工事発注し、1月末現在の進捗率は16%となっております。なお、工事規模は鉄筋コンクリート建て、一部鉄骨づくり平家建て、延べ床面積1,151平方メートルで、工期は平成17年7月29日までとなっております。

次に、主な建設工事の発注状況についてご報告申し上げます。本年度1月末現在の企業会計分を除く支所を含めた契約状況は次のとおりであります。発注総数では985件、129億3,130万円、うち12月議会報告後の執行状況は428件、45億456万円となっております。総数の内訳としましては、工事で729件、121億322万円、工事関連委託業務で256件、8億2,808万円であります。

主なものとしましては、農林水産業費関係では内岬漁港沢崎地区落石対策工事（小木地区）、豊田農道改良工事（真野地区）等の発注が行われております。土木費関係では、加茂幹線3号線（両津地区）の橋梁かけかえ工事や浜中21号線（真野地区）、上川茂15号線（赤泊地区）、二宮幹線6号線（佐和田地区）、岡田線（羽茂地区）、金井10号線（金井地区）、長畝55号線（新穂地区）、畑野34号線（畑野地区）の改良工事や舗装工事等であります。教育費関係では、佐和田中学校バリアフリー化工事（佐和田地区）、松ヶ崎小学校屋上改修工事（畑野地区）等であります。上下水道関係では、羽茂浄化センター建設工事（羽茂地区）の施設工事のほか各地区において下水道整備工事や簡易水道整備工事が発注されております。災害復旧費関係としまして、本年度発生した屋外体育施設（相川地区）の復旧工事を始め農業施設、市道、河川での復旧工事が発注されております。その他としまして、地域イントラネット基盤施設整備工事（相川、

金井、両津、真野、畑野地区)、新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事(新穂地区)、海洋深層水パイプライン布設工事(畑野地区)、佐渡奉行所跡保存整備工事(相川地区)、中原ハス池公園トイレ建築工事(佐和田地区)などが行われております。水道事業関係の第5回定例会以降の建設工事執行状況は、佐和田病院前配管布設工事ほか17件で1億2,479万2,000円であります。

最後に、火災の発生件数及び救急出場の状況について、平成16年10月1日から平成17年1月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、11月1件、12月1件、1月1件で、この3カ月で3件となっております。種類別では3件とも建物で、損害額は493万5,000円となっております。救急出場件数は、11月が196件、12月212件、1月214件で合わせて622件となっております。種類別では、多いものから急病が417件、一般負傷84件、転院搬送54件、交通事故39件となっております。救助出動件数は、11月5件、12月3件、1月ゼロ件で、合わせて8件であります。種類別では、交通事故が5件、建物等による事故1件、その他2件となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

---

#### 日程第5 施政方針について

○議長(浜口鶴蔵君) 市長の施政方針演説を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) それでは、17年度の施政方針演説を始めさせていただきます。

平成17年度の当初予算案及びそれに関連する条例案等、その他諸案件のご審議をお願いするに当たりまして、市政執行に対する私の所信の一端と施策の大綱を申し上げます。

昨年3月1日に佐渡市が誕生いたしましたからはや一年が経過いたしました。当時、数々の難問を抱えながらも出発した佐渡市であります。本来あるべき行政体に徐々に近づいているように感じがいたしております。しかし一方、住民にとって共通の認識のもとに、誇れる「まち」を創り上げるためには、依然として取り組むべき問題が山積しており、問題解決に至るまでには、相当な時間を要する案件も多いというふうに感じております。

市政を担い2年目を迎える本年度も、引き続き各種行政課題の解決に向けて、立ちどまらず、衆知を集め、住民とともに佐渡の市勢発展に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、我が国の景気回復に向けての取り組みは、依然として経済情勢が非常に厳しい状況の中にあることから、今までの改革の成果を踏まえ、より一層の構造改革を行い、民間需要が主導的・持続的に発展することによって、経済成長の実現を目指すことにしております。

こうした中で、市内の景気動向につきましては、昨年の台風による水稲等の被害、中越大震災による風評被害等が、第1次産業を始め観光産業等に大きな打撃を与え、本来の景気回復に向かう方向を押しとどめた感が否めない状況でございます。さらには、回復の鍵を握ると言われる個人消費の動向についても、企業の景気動向と相まって、大きな伸びを期待できない状況がうかがえて、総体的に見ても景気回復に向けた明るい道筋にはほど遠い状況でございます。

一方、国は地方に対して、昨年から引き続いている「三位一体の改革」に基づき、国庫補助負担金の整



理合理化、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを推し進めているところであります。

このことが、本年度の地方財政計画にも色濃く反映され、地方交付税の総額は前年度並みを確保したものの、臨時財政対策債が総額で前年度比マイナス23.2%となる見込みであります。また、国庫補助負担金の廃止・縮減を実施し、総額で約1兆1,000億円を所得譲与税等で地方に移譲することにしておりますが、移譲額は基本的に8割にとどまるため、本市の財政に及ぼす影響も大きなものが予想されております。

そのことから、新市建設計画事業や合併に伴う各種調整事項を中心に、予算における合併効果の反映、重点施策・事項等にめり張りをつけながら、各種事業の将来展望、方向性を持たせることに努めて予算編成を行ったところであります。

平成17年度の予算規模は一般会計で498億円、16年度当初予算と比較しまして、額で36億9,000万円減、率で6.9%の減となっております。

また、13の特別会計を含めた全体の予算は801億9,844万1,000円となっております。

さて、昨年、次の9項目を市政運営の中心課題としてとらえ、皆様にお示したところでありますが、その状況並びに本年度における取り組みについてご説明申し上げます。

最初に、「環境問題」についてでございます。

市民が健康で安心して生活できる社会を築くため、循環型社会の構築を目指した環境基本条例の制定を行い、「環境の島・エコアイランド」の宣言を目指しているところであります。

本年度は、それを実現に近づけていくため、環境施策の基本となる「環境基本計画」の策定と市民への環境教育の充実を図り、かけがえのない佐渡の環境保全と再生に取り組みたいと考えております。

また、現状では市内にごみの不法投棄が散見される状況にもあり、市民の理解を得ることを手始めとして、不法投棄の監視に向けた体制を整えながら、年次的に、投棄されたごみの回収を進めていく計画を立てておるわけであります。

これらの推進体制として、環境保健課内に「環境保全室」を設置いたします。

将来的にも、佐渡が環境に配慮した島であり、自然をできるだけそのまま守り、人と共生し続けることができる社会をつくり上げることが、佐渡に生きる我々の責務であり、子孫に残すべき大きな財産となるものと考えておるところであります。

次に、「トキの野生放鳥」と「離島特区」に向けた取り組みを申し上げます。

トキの放鳥に対する取り組みは、平成16年1月に環境省・農林水産省・国土交通省の3省で策定された「トキ保護増殖事業計画」に基づき、本年度からトキの生息を支える生息環境整備の取り組みが本格化いたします。

トキ放鳥の取り組みを成功させるためには、佐渡市の環境を健全な生態系が維持できる、豊かな自然環境に回復させるとともに、私たちの暮らしにおいても、自然に過大な負担をかけず、生態系に配慮した活動を心がけることが必要であります。

また、構造改革特区や地域再生計画など国の施策を取り入れ、一次産業については安全安心を求める消費者ニーズの高まりにこたえられる体制を構築していくことも重要であります。本年度は、トキ野生順化施設建設予定地の周辺で、地域住民の理解を得ながら環境保全型の農業を奨励し、不耕起栽培や低農薬、有機農法を中心にした農法を推し進めてまいります。

トキの放鳥に向けた取り組みは、私たち人間にとっても「安心・安全な生活環境」の確保につながっていくものであります。このことから佐渡市として「人とトキが共生できるまちづくり」を目指し、「トキの舞う島・佐渡」の実現に向け、環境保健課内に「トキ推進室」を設置し、国及び県と連携した取り組みを進めてまいります。

一方、離島特区につきましては、今後の取り組み強化のため、企画情報課内に「特区・離島振興室」を設置いたします。

次に、「空港」問題について述べさせていただきます。

佐渡空港拡張整備計画は、国の第6次空港整備計画（平成3年度から7年度）から第7次空港整備計画（平成8年度から14年度）に継続採択されましたが、地権者からの合意形成が得られず、事業化には至りませんでした。

引き続き平成15年度からは、「社会資本整備重点計画」の中で事業着手を目指し取り組みを進めてまいりましたが、地権者からの合意が難航を極め、残念ながら事業化は確定していない状況でございます。

年々、国の財政状況が逼迫し地方空港に対する考え方も厳しくなっている状況を考えてみますと、早期解決のため我々が今、何をなすべきか非常に重要な時期に差しかかっているように感じているところであります。

佐渡を再生させる方策として大型航空機の乗り入れのための空港整備は、島内産業・観光等へ及ぼす経済効果にとどまらず、非常時の災害対応を考えたとき、優先すべき最重要課題の一つでございます。

このことから、事業主体である県とさらに連携を強化し、地元合意形成を図りながら早期事業化に向け、精力的に取り組んでまいります。

次に、「ユネスコ世界遺産」指定に向けた取り組みでございます。

佐渡金銀山遺跡が速やかに世界遺産の指定を受けることができるよう、本年度は調査方針等を確立するため、生涯学習課内の「佐渡金銀山室」を充実強化し、遺跡の発掘と関連する文化の調査に取り組みたいと考えております。また、市民の意識啓発を目的として、世界遺産登録をテーマとした講演会を開催するなど、市民と一体となった取り組みを進めてまいります。この遺跡は環境とともに、後世に引き継いでいかなければならない佐渡の財産であります。そのため、国・県及び関係各機関と連携を密にしながら指定に向けて体制を整え、精力的に努力してまいります。

「観光振興」についてでございます。

昨年のたび重なる災害により、佐渡観光客の入り込み数は65万9,909人と対前年比89.9%でありました。県では、震災風評被害対策のため「観光復興会議」を立ち上げ、各種コンベンション誘致を図ることとしていますが、本市も「がんばろうキャンペーン」を始め抜本策を講じ、本年は、一昨年の73万人を超える見込みを目標にしたいというふうに考えております。

最近の観光客の入り込み数は、海外旅行や佐渡以外の旅行を選択する影響を受けて、長期低落傾向をたどっております。

これからは、適正な客数を設定し、心のこもったサービス対応ができ、来てよかったと言われる、リピーターづくりができる観光を目指す必要があります。

その対応策の一つとして、島の玄関口である3カ所の佐渡汽船ターミナル内に、佐渡の総合的な情報を

提供し、島に入る観光客に親切かつ気持ちを込めた案内を心がける、「ツアーデスク」を設置してまいります。あわせて、観光客が広い島の中を安心して移動できる道路標識、看板等についても逐次整備を行ってまいります。

また、佐渡に関心を持っていただくための宣伝事業では、観光パンフレットの充実、6月に開催予定の能月間の集中開催の周知、滞在型観光客誘致を図るため、祭りの集中開催の検討、島外市町村との相互乗り入れによる連携、友好市町村への協力依頼、あるいは佐渡出身者への誘客活動等もあわせて実施してまいります。

さらに、佐渡の観光振興のためには行政・民間が一丸となって取り組む必要があると考えております。そのため、中心的な役割を担う観光協会の強化のため、統合協議に積極的に参画するとともに、観光行政全般にわたる企画や活動を行うため、観光商工課内に「観光資源開発室」の設置を行います。

「佐渡の伝統文化研究機関」の設立について。

佐渡市は、県下で最も多くの指定文化財（国・県・市）を保有する自治体であります。多くの市民から、佐渡の歴史と文化を再認識していただき、有形無形の歴史・文化資料を保護継承するため、生涯学習課内に「伝統文化研究所準備室」を設置いたします。

また、市内に散在している膨大な数の文化財の散逸を防ぎ、資料の把握や保存整理研究を行う基本となる、文化財のデータベース化を行い、あわせて、検索などができるシステムの構築を図ってまいります。

さらに、市内の建造物や民俗芸能等には、文化財の指定は受けていないものの、保存すべき貴重なものが多数存在しております。本年度は、その調査も行いながら、保護あるいは活用を見据えた取り組みを進めてまいります。

次に、「保健、医療、福祉」の向上についてでございます。

少子・高齢化の急速な進行への対応を始め、佐渡市における世帯構造の変化等に対応した、保健・医療・福祉相互間の連携方法を模索していく必要があると認識しております。

医療分野につきましては、最大の課題の医師確保が依然として不安定な状況下にあります。中・長期対策として県とともに「修学資金貸与制度」に参画し、医師の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。さらに、市内の各医療機関と連携した体制整備を進めるとともに、保健・医療・福祉が連携できる医療体制づくりに向けた、「医療計画」の策定を図ってまいります。

保健分野につきましては、市民がそれぞれのライフステージに沿って健康的な生活を送ることができるよう、地域のニーズに対応した総合的な活動の提言をしていく必要がございます。そのため、将来予想を含めた長期的な展望を持った健康的なまちづくりを目指し、佐渡市として、「健康さど21計画（仮称）」の策定を図ってまいります。あわせて、幼児医療費助成制度の拡充を図るとともに、老人保健事業における各種健康診査等の受診率の向上を目指し、疾病の早期発見、早期治療につなげてまいります。

福祉分野では、少子化の流れを変え、子育てがしやすい環境を整えるため、「佐渡市次世代育成支援行動計画」を策定し、学童保育、子育て支援センターの整備計画、子育て支援マップの作成等を盛り込んでまいります。また、児童相談等の充実を図るため、社会福祉課内に「家庭相談室」を設置いたします。高齢社会への対応についても、本年度のデイサービスセンター・特別養護老人ホームの開設と並行して、今後の施設整備に向け民間法人の参入を促進していきたいと考えております。さらに、ノーマライゼーショ

ン（健常者も障害者も一緒に、普通の生活を送ることができること）の理念に基づいた障害者福祉を充実させるため、各福祉法人が施設整備を行う事業に対して助成を行ってまいります。

「教育」について述べます。

学校教育については、年々減少を続けている児童生徒に対して、いかにして基礎学力の向上や創造性に富んだ、たくましさを持たせる教育を進めることができるか、基本とする構想と環境整備の両面から検討を行う必要があると考えております。

学力向上の面では、前年度に引き続き全国標準診断的学力検査を全小中学校で実施し、学力水準の確認を行いながら、年次的に目標値の設定を引き上げてまいりたいと考えております。

また、児童生徒がたくましく生きる力をはぐくむ総合学習を始め、環境教育と郷土の伝統文化を学ぶ機会の提供に努めるため、研究モデル校を指定し、地域に密着した学校づくりを進めてまいります。

一方、施設整備につきましては、児童生徒の安全確保と快適な学校生活を過ごせるよう、老朽化した危険校舎等の改築を進めるとともに、これからの学校の適正配置についても模索してまいります。

生涯学習につきましては、生涯を通じた主体的な学習活動を支援するため、市民意識の醸成に向けた講演会等の開催、公民館のネットワーク化や図書館等における検索システムの構築などの体制整備を図り、広く学習活動の場の提供に努めてまいります。

さらに、生涯スポーツの推進につきましては、推進体制を整備することとあわせ、総合型スポーツクラブの育成など、各世代における体力・健康づくりのための取り組みを行ってまいります。

また、平成21年の新潟国体に向けて「国体準備室」を設置し、国体機運の盛り上げを行いながら、国体出場を目指す選手の発掘・育成・強化に取り組んでまいります。

「島民参加と女性の参加を促す施策」について述べます。

市民が佐渡の将来を考えながら行政活動に、積極的に参画できる体制づくりを行うことを目指し、各種委員会を設置し、議論を通じて行政としてあるべき姿を模索してまいります。

前年度から取り組みを開始している「総合計画」の策定についても、本市の今後のまちづくりの指針を示すものでありますので、市民の参加を得ながら協働策定を進め、市民主体のまちづくりを目指しているところであります。

また、市民が地域の課題に積極的に取り組むために行う、NPO活動と行政との連携についても、幅広い分野での可能性を探り、民間活力を積極的に取り入れてまいります。

さらに、女性の社会進出に伴う男女平等意識の啓発、男女共同参画を促進し、女性の能力が重視される地域社会づくりに努め、幅広い行政分野へ女性参加を求める必要があると考えております。

そのため各種委員会、審議会等の委員選任に当たっては女性を積極的に選任させていただいているところでございます。

このように、市民の積極的参加を促すため、企画情報課内に「市民参加推進室」を設置いたします。

なお、これ以外にも各種行政課題に迅速に対応できる組織にするため、「市民相談室」、「秘書室」、「防災安全管理室」、「行政改革推進室」、「企業振興室」を設置いたします。

これらは、昨年、私が市長就任に当たり市政運営の中心的な柱として掲げ、課題を克服しながら前進させているものでございますが、これ以外の行政分野の施策について簡単に述べさせていただきます。

道路の整備でございます。

道路整備は市民生活、産業活動等に欠くことのできない重要な社会資本整備であります。佐渡全島を視野に入れ、港湾、空港、学校、病院を始め観光施設等あらゆる交通拠点の効率的な連絡なども考慮し、広域防災、緊急医療にも対応できる質の高い道路ネットワークの整備を進めたいと考えております。

本年度も、国道並びに主要地方道・佐渡一周線の整備促進を要望するとともに、市道・幹線道路の改良舗装整備等を推進しながら、将来を見据えた佐渡島内の道路網の整備計画策定を進めていきたいというふうに思います。

市街地の整備でございますが、佐渡市における都市計画に基づき、用途地域内に準防火地域を指定するなど、秩序ある発展と効率的な都市整備を図ってまいります。また、防犯・街路灯の整備を進めると同時に、本年度から新たに交通安全施設としての横断歩道エリアに照明灯の設置を進めてまいります。

地域情報化について。

前年度開局しましたCNSテレビについては、市民の皆様の協力をいただきながら、行政情報はもとより地域性の高い番組をタイムリーに提供することに努めております。さらに、市の各種情報についてケーブルテレビを通じて皆様にお伝えできるように、市内全域にわたるケーブルテレビ網を、19年度までに整備する計画で取り組んでおります。

自然との共生についての中の住環境の整備でございますが、住宅は、街や集落を形づくる生活基盤の主要要素の一つであります。地域コミュニティの形成、福祉、環境、防災、景観など日常生活と深く結びついております。地域の特性を生かした、個性と魅力ある住まい・まちづくりを進めるため、民間による住宅・宅地開発を優先し、公営住宅の建設等、住環境の整備を図ってまいりたいと考えております。具体的には、老朽化した公営住宅の計画的な建てかえを進めながら、民間事業者に対しては情報発信を行い、住宅施策に関する働きかけを行ってまいります。

水道事業については、市民の日常生活に不可欠なインフラでありまして、安全で安心できる水を安定的に供給するように努めてまいります。

有収率の向上のためには、老朽管の更新が必要でありまして、下水道整備にあわせて配水管の布設替えを各事業体で予定しております。また、相川地区では浄水施設の老朽化が著しいこととあわせ、同施設が佐渡金銀山遺跡内に位置しているところから、本年度から5カ年をかけて整備を行ってまいります。

水道事業の至上命題である水資源対策についても、継続的に進めると同時に、簡易水道事業における事業統合や石綿セメント管の更新等を積極的に進めてまいります。

下水道事業。

下水道事業では、全国平均・県平均からも遅れている普及率の向上に向けて面整備を経済的かつ効率的に進めてまいります。また、接続率の向上につきましても、助成や利子補給制度等の活用を行いながら市民周知に努め、加入促進を図ってまいります。

農漁村部の生活環境改善と閉鎖的水域の保全のための施策として、漁業集落排水整備事業及び農業集落排水整備事業、並びに整備区域外については合併処理浄化槽の設置を積極的に進めてまいります。

安心・安全なまちづくりについて申し述べます。

防災体制の充実について。

昨年は集中豪雨に始まり、台風、地震と近年になく災害の多い年でありました。

このことを教訓として、災害に強い佐渡市づくりを進める必要性を再認識したところであります。本年度は、ハザードマップの作成を始め、災害時の備蓄倉庫等の整備を計画するとともに、新市建設計画による防災行政無線整備についても、平成18年度調査・設計、19年度及び20年度で整備していくという計画をそれぞれ1年早め、早期着工に向けた取り組みを行いたいと考えております。

消防体制の充実について述べます。

消防防災体制の拡充強化につきましては、昨年世界各地で発生しました大規模災害が今後も発生する可能性を否定できないことから、速やかに新市建設計画に基づいた消防15分圏、救急30分圏の実現を図る必要があります。さらに、災害受信及び出動指令を的確に行う役割を担う、消防本部庁舎・防災センターの整備についても急がれているところであります。

そのため、本年度は、分遣所の整備並びに本部庁舎等の建設予定地の確保に向けて所要の予算措置を行ったところでございます。

また、消防団につきましては、「自らの地域は自らで守る。」という精神に基づき、地域密着性、要員動員力及び即時対応能力、さらには、佐渡の地理的条件等を考えた場合、その果たす役割は極めて大きなものがあります。しかし、近年は団員数減少の傾向が続いていることも事実でありますので、地域の安全確保の観点から、団員確保に向けた各種条件整備を進めてまいります。

豊かな暮らしに向けてに入ります。

まず、農業の充実。

本市農業は、輸入農産物の拡大、米価の低迷、消費者の米離れに加え、生産調整等により農家経営は厳しい状況が続いております。

本年度の米の生産調整については、県から配分された数量について、適正に生産・出荷ができるよう関係機関と連絡を密にしております。また、その他の作物についても、組織化・団地化を進め、振興作物の推進を図っております。さらに、中山間直接支払い制度、生産組織の育成、畜産事業、担い手育成事業等にも積極的に取り組んでまいります。

国営・県営総合土地改良事業は、平成3年度より小倉ダム本体工事に着手し、平成18年度より一部用水供用開始となる運びであります。当初計画より規模の縮小や廃止等があったことにより、計画の変更が必要となっておりますので、これから関係農家のご理解をいただき、計画変更による同意をお願いしたいと考えております。

林業の充実。

林業を取り巻く情勢は、林業従事者の高齢化に加え、木材の価格低迷や安価な外材の輸入等により、一段と経営が厳しくなっております。そのため本年度も作業環境整備のため林道や作業道の開設・舗装を進めると同時に、造林保育事業等にも助成を行ってまいります。

また、島内の林道網を活用し森林組合と連携をとりながら森林施業を総合的に進めてまいります。

さらに、地球温暖化の防止、廃棄物等の抑制、資源の循環利用に対する声が高まっている中、エネルギー利用に関しても化石燃料にかわる「環境に与える負荷の少ない木材等のバイオマスエネルギー」の有効利用を進めてまいります。

水産業の充実について申し述べます。

本市の水産業は、沿岸・沖合いに岩礁域が多く好漁場として形成しているところではありますが、水産業を取り巻く環境は、輸入水産物の増大や水産資源の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足など経営的に厳しい状況にあります。

このような状況の中、佐渡市管内27の漁業協同組合が島内一漁協を目指し、平成18年3月の合併に向けて精力的に準備を行っているところであります。

水産振興におきましては、離島漁業再生支援事業を活用し、漁場の生産力の向上を目指して、種苗放流や藻場の管理・改善や産卵育成場の整備、海岸・海底清掃など、漁業協同組合等と連携を図りながら取り組みを進めていきたいと考えております。

また、漁港建設事業等につきましては、環境との調和に配慮しながら水産資源を持続的に利用し、良質な水産物を安全で効率的に供給するための漁港建設と、生活環境の改善を図るための、漁村環境整備にも取り組んでまいります。

さらに、地場産の水産物を地産地消できる取り組みの一環として、鮮度保持等の工夫をしながら、調査研究、システムづくりを進めてまいります。

商工業の振興でございます。

島内の商工振興のためには、その基幹となるべき商工会の統合が必要と考えております。本年度は広域連携を行っている佐渡連合商工会を核に早期合併に向けての協議を行ってまいります。

また、新規事業として、佐渡の産業再生に向けて島内及び島外の組織と連携した、起業、経営革新、起業再生ができる仕組みづくりの事業を、佐渡連合商工会を中心に取り組み、協議に参画しながら事業の達成に努めたいと考えております。

企業誘致につきましても、今まで誘致した企業とのより広い連携を図ることを目的として、佐渡全域を対象とした「佐渡誘致企業連絡協議会」の設立を目指すと同時に、新規の企業誘致を図るための方策を模索してまいりたいと考えております。

海洋深層水利用事業。

海洋深層水の分水開始から2年目を迎え、各関連施設での利用が徐々に本格化しております。

水産分野におけるクロアワビ種苗生産を始めとして、蓄養施設での冷水魚の利用、市内ホテル等へのホッコクアカエビの供給に取り組んでおります。

一方、非水産分野では、本年5月に開業が予定されているボトリング工場への供給施設の整備を進めるとともに、島内での利活用の促進を図り、島内外の各種イベント等で普及宣伝活動を積極的に行い、「佐渡海洋深層水」のブランド力を高めてまいります。

また、県試験研究機関並びに大学等と連携した利用研究を進め、企業の受け入れ態勢も整えてまいりたいと考えております。

行政改革の推進と人材育成について。

市町村合併は、行政改革の最たるものと言われておりますが、効率のよい住民サービスが保たれる行政組織づくりをするためには、この後も日々方向を追い求めていかなければなりません。

本年度は、合併後1年間の実証を踏まえ、各課等における重点事項に取り組める組織づくりを行い、合

併後2年を経た18年度の改革につなげていきたいというふうに考えております。

また、職員研修につきましても、人材育成基本方針を策定し、職員のやる気や自己成長意欲、自己啓発意欲を高めることを目的とした自己啓発支援研修、あるいは、職員がテーマを定め、自主的に研究活動を行うことを目的とする自主研究・自主研修グループ活動支援の実施に取り組み、研修のための旅費等についても助成を行いたいと考えておるところであります。

おわりに。

以上、平成17年度佐渡市の行政運営に臨む基本姿勢と、施策の大綱並びに所信の一端を申し上げます。

今回の、三位一体の改革における国庫補助負担金改革につきましては、平成18年度までの間に約3兆円の廃止・縮減が打ち出されています。そのため、国は廃止する補助金案につきましては地方に取りまとめを諮ってまいりました。地方6団体はこれを受けて、協議を重ねながら結束して総額3兆2,000億円の補助金削減案を国に提出したことは、既に皆様ご存知のとおりであります。その後、国サイドではさまざまな意見がわき起こり、結果的に、地方が望んだ「新しい国と地方のあり方」を踏まえた案には至らなかったところがございます。時流は既に国から地方へと移行している現状ではありますが、この税源移譲を含め、地方分権に至るまでにはまだ紆余曲折が予想されているところでもあります。

しかし、このような状況の中でも、国と協議の場に臨んだ地方6団体の代表者が示した決意や団結力には、地方から日本を変えていくという気概がうかがわれ、さらには、地方分権の理念にもあるように、各自治体が「自己決定・自己責任」のもとでの行政運営を行っていかねばならないということを、改めて痛感したところでもあります。

合併から1年を経た佐渡市ですが、冒頭にも申し上げましたとおり旧市町村から引き継いだ課題や、あるいは新市になってから生じた問題など、依然として多くの解決すべき案件を抱えております。

それを解決するためには、より効率的な行政運営を目指す必要がありますし、行政改革を始め職員の資質の向上も図りながら、日々研さんに努め前進していかねばいけないところは自明の理であります。

これからの佐渡市の輝かしい未来のために、行政の持つ情報をできる限り公開し、住民とともに島を考え、ともに歩き続ける姿勢を持っていきたいと考えております。

市民の皆様、議員各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、平成17年度の施政方針といたします。

---

#### 日程第6 報告第1号

○議長（浜口鶴蔵君） 報告第1号について市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 報告第1号を申し上げます。

有限会社トキの村にいぼの経営状況について。市が出資しております有限会社トキの村にいぼの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により決算に関する報告書を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで10分間休憩いたします。



午前10時59分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 議案第1号から議案第84号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第1号から議案第84号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得て議案の提案を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、平成17年3月19日付にて糸魚川市、能生町及び青海町の区域をもって糸魚川市が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに規約の変更を行うことについて専決処分したものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について）。本案は、ことしの1月下旬から2月上旬にかけての降雪により道路の除雪経費が増額し、また今後も降雪が予想されたので、今回除雪費に5,000万円を追加し、予算総額を548億43万9,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、ご承認を求めます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第3号 佐渡市助役定数条例の制定について。本案は、助役の定数を2人としたいので、地方自治法第161条第3項の規定により条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第4号 金井地区及び羽茂地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、金井地区及び両津地区の字名の変更に伴い、関係する条例文の整理を行うための条例を制定するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第5号 両津地区及び小木地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、両津地区及び小木地区の字名の変更に伴い、関係する条例文の整理を行うための条例を制定するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職務のため招集に応じ、または旅行する非常勤特別職の職員に対して支給する費用弁償の額について見直しを行うものであります。本特別職については、現在一律の額の支給となっているため、常勤の特別職の旅費、費用弁償の支給額と同様に支給することとするため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公務により旅行する職員に対して支給する旅費における日当の額について見直しを行うものであり、その内容はカーフェリーを利用して深夜に帰朝する場合の旅費の支給について、経費節減の観点から宿泊料の支給にかえて日当定額に4,000円を加算して旅費を支給することの条例の一部改正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第8号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、船員法の一部改正において船員の雇い入れ契約が公認制から届け出制に改められ、公認に際しての手数料徴収規定が削除されました。これを受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されましたので、本市手数料条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号 佐渡市佐渡海洋深層水利活用施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市佐渡海洋深層水利活用施設条例第10条に掲げる使用料に進出企業にかかわる海洋深層水の使用料を定めるとともに、製氷施設で製氷する氷について使用料を定めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第10号 両津市若者定住奨励事業に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、若者の定住奨励を目的に地方税法附則第16条第1項の規定する新築住宅に係る軽減措置に相当する額及び期間について、住宅取得奨励金を支給するため旧両津市において平成5年4月1日から施行されていたものです。さきの合併協議において、旧市町村で実施されていた若者定住促進事業の一部は佐渡市へ移行後1年間の暫定施行とする旨調整方針が示されておりましたので、その趣旨に沿い、この条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 赤泊村ふるさと定住促進条例を廃止する条例の制定について。本案は、若者等のふるさと定住を促進し、地域産業の振興を図る等により、旧赤泊村の活性化を図るため補助金交付等の奨励金を支給するため平成元年4月1日から施行されていたものです。さきの合併協議において、旧市町村で実施されていたふるさと定住促進条例は佐渡市へ移行後1年間の暫定施行とする旨調整方針が示されておりましたので、その趣旨に沿い、この条例を廃止するものであります。なお、この条例の施行前の奨励措置を受ける者に係る補助金の返還については、なお従前の例によるものとする経過措置を設けるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 佐渡市デイサービスセンター条例の制定について。本案は、現在両津地区鷺崎地内に建設中であり、両津デイサービスセンターかんぞうの設置に必要な条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 両津市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在両津地区鷺崎地内に建設中のデイサービスセンターかんぞうの設置に伴い、両津支所海府出張所内に設置している両津在宅介護支援センターかんぞうをデイサービスセンターかんぞう内に移転するため、位置の変更を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、深浦保育園の廃止に伴う条例の改正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、安

心して子供を産み、育てる環境づくりの一環として行っている幼児医療費助成事業の助成対象範囲を拡大し、幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児の医療費の一部をその保護者に助成するものであります。現在通院の助成が満1歳から満4歳までであり、入院では満1歳から満5歳となっています。これをいずれも満1歳から満6歳までとし、なおかつ児童手当法に基づく前年所得制限がありました。この制限も廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第16号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在使用している指定ごみ袋の規格及び品質の変更により販売枚数及び金額を平成17年4月1日から変更することに伴い、佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第17号 佐渡市両津特産品開発加工センター条例の制定について。本案は、平成16年度新潟県農林水産業総合振興事業により旧両津市失業対策事業就労者休憩所を改築し、地元の農林水産物を使った特産品を開発及び製造するために設置する佐渡市両津特産品開発加工センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第18号 佐渡市林業事業分担金徴収条例の制定について。本案は、佐渡市において施行する林業事業について、地方自治法第224条の規定により特に利益を受ける者から分担金を徴収することを定め、市財政の健全性を保持し、かつこれらの事業を推進するため条例の制定をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第19号 両津市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域住民のコミュニティ活動を促進し、農林水産業等の振興と文化、技術の向上を図ることを目的として、潟端地区に地域交流会館を建設していることから両津市地域コミュニティセンター設置に必要な条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第20号 佐渡市農業委員会に関する条例の制定について。本案は、合併協定に基づき平成17年7月20日発足する佐渡市農業委員会に関する条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第21号 佐渡市農業委員会事務局設置条例の制定について。本案は、合併協定に基づき平成17年7月20日発足する佐渡市農業委員会の事務局の設置に関する条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第22号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、北五十里、白瀬、玉崎の3簡易水道が上水道の給水区域編入に伴い、給水区域の削除と樋管改良事業、簡易水道再編推進事業及び漁業集落環境整備事業等で実施した岩首簡易水道ほか8簡水の起債償還額の変更に伴う水道料金（月額）を改定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第23号 佐渡市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市立小学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する手続等を定めた条例であります。当市が平成16年3月1日新潟県市町村総合事務組合に加入したことにより当該事務が総合事務組合の事務となったため、不要な条例でありますので、廃止するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第24号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取り扱いに関する条例であり、平成16年3月1日から施行されておりますが、消防団員の報酬及び機械器具管理委託費について現在4消防団がそれぞれ合併前の金額で運用されており、佐渡市消防団として調整統一するために別表を改正するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第25号 佐渡市消防防災施設等整備基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、合併前の旧佐渡消防事務組合の条例を合併時佐渡市の条例として制定したもので、はしごつき消防ポンプ自動車のオーバーホールを行う資金を積み立てる目的基金でした。平成16年度においてオーバーホールが完了したことにより目的が達せられましたので、基金条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第26、27号は同様の内容の議案ですので、一括してご説明いたします。佐渡市新畑野及び松ヶ崎財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現行条例の選任規定では委員が世帯主に限定されてしまうため、世帯主以外の者についても選任できるようにするためと、管理会の同意を要する事項について売買契約、供給契約、または請負契約の締結に関することを追加し、あわせて条例中の字句も地方自治法の表記に統一するための改正をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第28号 字の名称変更について（両津地区）。本案は、両津地区地域審議会から町名、字名の取り扱いに関することについて答申を尊重して字の名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、変更の内容は両津地区の大字のうち湊、夷、夷新、福浦一丁目、福浦二丁目について両津の地名を冠するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第29号 字の名称変更について（小木地区）。本案は、小木地区地域審議会から字名の取り扱いに関する答申についてこれを尊重し、字の名称を変更することとしましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、変更内容は旧小木地内の字名のうち木野浦、堂釜、強清水、金田新田の字名について小木の地名を冠するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第30号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地、赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年第4回佐渡市議会定例会において議決され、策定された平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地にかかわる公共的施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、総合整備計画の変更についての議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第31号 市道路線の認定について（住吉34号線）。この路線は、主要地方道佐渡一周線離島地方道改築工事で海側に設置されたバイパス道が供用開始することに伴い、内側に残る現県道分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第32号 市道路線の認定について（水津3号線）。この路線は、主要地方道佐渡市一周線離島地方道改築工事で新潟県が現在臨港道路を佐渡一周線に認定し、供用を開始することに伴い、集落内の現県道を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第33号と議案第34号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第33号 市道路線の認定について（南片辺31号線）、議案第34号 市道路線の認定について（南片辺32号線）。この路線は、主要地方道佐渡市一周線南片辺トンネルの開通により発生する旧県道路線であり、その機能維持が必要であるため市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第35号 市道路線の認定について（沢根149号線）。この路線は、農道整備事業で整備された道路であり、集落間を結ぶ主要道路のため市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第36号 市道路線の認定について（二宮368号線）。この路線は、中山間整備事業で整備された道路であり、集落間を結ぶ主要道路のため市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第37号と議案第38号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第37号 市道路線の変更について（二宮203号線）、議案第38号 市道路線の認定について（二宮369号線）。二宮203号線の起点について、基盤整備促進事業で整備された道路へ起点を変更することにより、西二宮集落と東二宮集落を結ぶ新たな主要路線とする必要がありますので、道路法第10条第3項の規定に基づき路線を変更したいものでございます。また、二宮369号線は二宮203号線の路線変更に伴い、区域外となる路線になり、生活に必要なため市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第39号から議案第46号までは関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第39号 市道路線の廃止について（7区浜河内7号線）、議案第40号 市道路線の廃止について（7区浜河内12号線）、議案第41号 市道路線の認定について（7区浜河内7号線）、議案第42号 市道路線の認定について（7区浜河内12号線）、議案第43号 市道路線の認定について（7区浜河内18号線）、ずっと市道路線の認定についてであります。議案第44号、これは7区浜河内19号線でございます。議案第45号、これは7区浜河内20号線でございます。議案第46号、7区浜河内21号線でございます。一般県道多田水無川金井線と浜河内集落を結ぶ主要路線として県営農免農道整備事業で新たな道路が整備されました。これに伴い、7区浜河内7号線、7区浜河内12号線の2路線を一たん廃止し、新たに県営農免農道整備事業で整備された道路を主要路線として7区浜河内7号線に認定し、その幹線からの支線として7区浜河内12号線から7区浜河内21号線を新たに市道として認定する必要がありますので、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第47号と議案第48号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第47号 市道路線の変更について（大倉谷1号線）、議案第48号 市道路線の認定について（大倉谷63号線）。大倉谷1号線は、中山間地域総合整備事業により整備された道路の起点を変更するため、道路法第10条第3項

の規定に基づき路線を変更したいものでございます。また、大倉谷63号線は大倉谷1号線の路線変更に伴い区域外になる路線であります。利用状況から今後とも必要な道路のため、市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第49号と議案第50号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第49号市道路線の変更について(岩田線)、議案第50号市道路線の認定について(岩田線支線2号)。岩田線は、道路改良事業に伴い法線を変更し、集落間を通過して滝平中央線へと接続する終点部が変更となるため、道路法第10条第3項の規定に基づき路線を変更したいものでございます。また、岩田線支線2号は岩田線の路線変更に伴い区域外となる路線になり、生活に必要なため市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第51号市道路線の認定について(下川茂60号線)。この路線は、市道下川茂9号線の道路改良により発生した当該路線の旧道区間であり、生活に必要な路線のため市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第52号と議案第53号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第52号市道路線の変更について(三川41号線)、議案第53号市道路線の変更について(三川42号線)。山田東集落と山田中集落を結ぶ主要幹線として中山間地域総合事業で新たな道路が整備されました。これに伴い、三川41号線の起点及び三川42号線の終点を変更することにより、新たな路線として市道にする必要がありますので、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第54号平成16年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について。本予算は、既定の予算から歳入歳出それぞれ23億8,796万1,000円を減額し、予算総額を524億1,247万8,000円とするものであります。

主な内容について申し上げますと、今回の補正は事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づき事業費の増減をするほか、新年度で予定をしておりました国庫補助事業の一部を国の補正予算を受けて前倒しして行うため予算計上するものであります。前倒し事業の内容としましては、教育費で相川の高千中学校体育館の大規模改造事業と赤泊小学校グラウンド改修事業を、消防費では防火水槽の設置や高規格救急車、救助工作車の購入などの消火施設設備の整備について新たに事業費を予算計上するものであります。民生費では、本年度より小木地区で建設が進められております保育所建設事業について事業費を増額するものであります。このほか、平成13年度の国の第2次補正予算で実施されたN T T貸付金事業において、平成16年度から平成18年度までの3年間で償還を行うこととされておりました相川地区の地域インターネット導入促進基盤整備事業と相川中学校統合校舎等新築事業及び佐和田中学校施設整備事業について、今年度の国の補正予算で3年分を一括償還するための財源措置がありましたので、この経費についても合わせて予算計上を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第55号平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,481万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億

1,786万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金が2,871万2,000円の増、一般会計繰越金が390万円の減などがあります。

次に、歳出予算の主なものは、総務費のうち事務費に係るものについて390万の減、保険給付費が9,939万4,000円の増、保健事業費が2,499万8,000円の減、基金積立金が2億5,800万円の減、予備費が2億1,231万6,000円の増などがあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第56号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億653万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、支払基金交付金が1億7,426万1,000円の増、国庫支出金が7,546万5,000円の増、県支出金が1,886万6,000円の増などがあります。

次に、歳出予算の主なものは、医療諸費が2億8,529万1,000円の増、予備費が1,669万9,000円の減などがあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第57号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、介護保険特別会計において平成16年度保険給付等の決算見込額の算定で増額が見込まれること等により補正を行うもので、総額2,226万3,000円を追加し、累計予算額を50億6,605万2,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第58号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億3,872万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,537万1,000円とするものであります。

主な内容としましては、建設改良費の精算に伴うものが1億782万8,000円、維持管理費の精査によるもので2,036万6,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第59号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,167万9,000円追加し、69億1,201万5,000円とするものです。主な内容としましては、事業費減額に伴い佐和田支所で下水道債2,850万円の減額、受益者負担金において両津支所500万円の増、佐和田支所110万円の増、小木支所、消費税278万1,000円の減額、相川支所及び小木支所の下水道及び漁業集落排水事業費から過疎債への財源構成による減額等によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第60号 平成16年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本案は、土地取得特別会計の補正予算ですが、既定の歳入歳出予算から3億2,586万7,000円を減額し、予算の総額を606万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金及び市債であります。歳出の主なものは、公共用地先行取得事業費及び公債費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第61号 平成16年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ13万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935万5,000円とするものです。主な内容としましては、平成15年度決算で繰越金が確定したことにより、歳入のうち繰越金

の増額に伴うものが13万1,000円、諸収入の減額1,000円、合計13万円の増額となっております。このことにより、歳出では予備費を13万円増額するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第62号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、歌代の里特別会計において歳入では精算による予算額の確定、歳出では育児休業職員に係る人件費の減額、運営基金積立金の増額等を内容とするもので、総額14万5,000円増額し、累計予算額を4億8,718万8,000円とするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第63号 平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算から24万8,000円を減額し、予算の総額を48万2,000円とするものです。歳入の主なものは繰入金です。歳出の主なものは、財産区管理会費及び総務管理費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第64号 平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算から192万1,000円を減額し、予算の総額を162万9,000円とするものです。歳入の主なものは、繰入金及び受託事業収入です。歳出の主なものは、総務管理費及び造林事業費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第65号 平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算から48万8,000円を減額し、予算の総額を570万3,000円とするものです。歳入の主なものは公団負担金です。歳出の主なものは造林事業費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第66号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出予算から182万円を減額し、予算の総額を233万5,000円とするものです。歳入の主なものは公団負担金であります。歳出の主なものは造林事業費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第67号 平成16年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、収益的収入及び支出については既決予定額をそれぞれ5,912万8,000円減額し、収入及び支出の総額を12億2,887万6,000円とするものです。一方、資本的収入及び支出については、収入の既決予定額を1億4,335万3,000円減額し、収入の総額を6億649万円とし、支出においては既決予算額を1億2,974万1,000円減額し、支出の総額を10億2,759万6,000円とするものです。

主な内容は、事業の実績見込みによるもので、収益的収入では営業収益6,361万1,000円の減、収益的支出では営業費用5,728万5,000円の減であります。また、資本的収入については企業債1億4,120万円の減、資本的支出では建設改良費1億4,008万円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第68号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収入において入院、外来患者の減少及び他会計補助金の減額等に伴い、収益を2億2,081万1,000円減額修正し、収益的収入の累計予算額を28億4,733万2,000円とし、支出においては材料費等の経費を1億1,052万8,000円減額補正し、収益的支出の累計予算額を32億4,060万3,000円とするものであります。一方、資本的収支では病院建設改良費等の実績見込みによる一般会計からの出資金など55万2,000円を減額し、資本的収入の累計予算額を2億2,600万2,000円とし、支出においては病院建設改良費の減額301万7,000円及び医療技術者奨励資金返還金の一般会計の繰出金の増額246万4,000円をそれぞれ補正し、資本的支出の累計



予算額を2億5,249万2,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市長に申し上げます。

提案理由の説明中大変恐縮ですが、ここで休憩にしたいと存じます。議案第69号からは午後説明を求めます。

これで昼食休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

---

午後 1時14分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号から提案理由の説明を願います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、午前中に引き続きまして議案第69号からご説明申し上げます。

議案第69号 平成17年度佐渡市一般会計予算について。平成17年度の主な施策につきましては施政方針で述べたところでありますので、予算の編成方針並びに予算の大綱についてご説明申し上げます。

昨年3月1日に佐渡市が発足し、ことしで早くも第2回の予算編成を行ったところでありますけれども、地方分権が進む中で、合併後も依然として困窮の度が深まる財政問題という大きな課題に直面しております。特に平成16年より国が掲げた国庫補助負担金や地方交付税の削減と税源移譲を同時に行ういわゆる三位一体の改革により、地方には歳出面での経費抑制を求めるという極めて厳しい現実が突きつけられており、今後いかにしてこの財政難に対応できる財政構造をつくり上げるか、真剣に考えていかなければなりません。地方財政計画における地方交付税においては、総額では前年度とほぼ同額であるものの、臨時財政対策債を加えた実質的な交付税総額は前年度に比較して4.6%の減になっております。また、歳入の根幹である市税につきましても、法人市民税でやや増加の兆しが見られるものの、個人住民税が依然として減少するという見込みがあり、財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増していると言わざるを得ません。しかしながら、この状況下でも合併効果等による経費削減に努めながら、限られた財源の効率的、重点的な配分により予算編成を行ったところであります。

歳出においては、新市建設計画事業や合併に伴う各種調整事項を中心に予算措置を行ったのと同時に、扶助費、公債費等の義務的経費、各種福祉施設、衛生施設等の維持管理経費等の経常経費についても所要額を計上したところですし、また市民からの要望の多い分野や緊急度の高いものに重点を置きながら、沈滞する社会経済情勢の中においても、市民がこれからの佐渡市に夢と希望を持てるように最善の努力を尽くしたところであります。

予算規模は498億円で、平成16年度の当初予算に比べ36億9,000万円の減額で、率で6.9%という減になりました。歳出における目的別の主な構成状況は、民生費93億9,533万1,000円、総務費77億853万2,000円、公債費74億3,629万5,000円、土木費54億8,247万3,000円、衛生費50億1,511万2,000円、教育費49億9,629万1,000円、その他となっております。

一方、歳入においては、国の地方財政計画を参考にして市税は平成17年度の税制改正や税収動向並びに

今後の景気見通し等を考慮して積算計上し、国庫補助負担金等の一般財政化に伴う財源移譲等についても精算の上計上してございます。また、地方交付税は合併に伴う合併算定がえ及び合併補正による影響額や前年の交付実績を勘案し、今後の補正財源等も考慮して予算計上したものでありますし、各種基金からの繰入金は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金から26億6,800万円を繰り入れるほか、地域福祉基金から5億円、減債基金から2億円、教育文化施設建設基金から1億500万円などで合計で35億8,900万7,000円を計上しております。

歳入の費目別構成状況では、地方交付税が204億5,000万円、市債が77億3,780万円、市税が54億5,962万1,000円、繰入金が39億901万円、県支出金が35億1,039万円、国庫支出金が31億3,529万1,000円、その他となっております。

以上が平成17年度当初予算の大綱であります。国の財政構造改革に伴い、本年度も依然として厳しい地方財政計画が示される中、限られた財源を有効活用し、未来へ夢を託し、希望に満ちあふれる佐渡島であり続けるように情熱と確かな展望を持って市民とともににぎわいの島づくりを考えてまいります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第70号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険制度は、その発足以来我が国の社会保障制度の一環として実施され、医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康の保持、増進に重要な役割を果たしてきました。しかしながら、現在制度を取り巻く状況は、少子高齢化の進展等に伴い年々ふえる高齢者医療費に加え、厳しい経済情勢を背景にリストラ等による失業者などの低所得者の加入が増加する等、構造的問題も抱えていることから、保険者の懸命な努力にもかかわらず厳しい財政運営が迫られている現状であります。このような状況の中、今後の事業運営に当たりましては、住民の負担を極力抑えることはもとより、増嵩する医療費を抑制するためにも疾病の予防に重点を置いた保健事業等に積極的に取り組むとともに、医療費分析を活用し、保健医療活動への支援の充実を図り、地域住民の健康づくりと豊かな社会生活が送れるよう事業を展開していきます。

次に、予算の内容であります。予算の総額を61億6,080万円としております。これは、平成16年度当初予算に対しておよそ2.7%の伸びとなっております。歳入予算の主なものは、国民健康保険税が17億3,265万6,000円、国、県支出金、療養給付等交付金が32億4,740万9,000円、繰入金、繰越金、諸収入が11億8,073万5,000円などとなっております。また、歳出予算の主なものは人件費及び事務費が7,834万5,000円、保険給付費が40億3,977万1,000円、老人保健拠出金が13億3,352万1,000円、介護納付金が3億9,370万7,000円、共同事業拠出金が1億2,470万円、保健事業費が2,627万9,000円、基金積立金が3,922万円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計予算について。老人保健制度は、現在の高齢者社会に対応するものとして疾病の予防、治療、機能訓練に至るまでの総合的な保健事業として実施し、それに係る老人医療費を公平に負担することを目的とした制度であります。しかしながら、老人医療費は近年の急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、医療費全体に占める割合が年々上昇する傾向にあるのが現状であります。このような状況を踏まえ、保険者として綿密な医療費分析等を行い、保健指導において活用することやレセプト点数等を充実強化することで医療費の適正化に努めることにより、安心して老後を過ごせる事業運営を図っていきたくと考えております。

次に、予算の内容であります。予算の総額を92億2,230万円としております。これは、平成16年度当初予算に対しておよそ2.2%の伸びとなっております。歳入予算の主なものは、支払基金交付金が52億7,010万8,000円、32億5,317万円、繰入金が6億9,737万4,000円などとなっております。また、歳出予算の主なものは人件費、事務費等の総務管理費が4,645万円、医療諸費が91億7,017万1,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第72号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計予算について。介護保険制度については、昨年から制度全般の見直しが行われ、18年度からの実施に向け、今国会で法律の一部改正が行われる予定となっております。本市における介護保険事業の状況は、17年1月末で第1号被保険者数2万3,800人、要介護（要支援）認定者数3,675人で、被保険者数は微減となっているものの認定者は増加傾向にあります。このような状況の中、本予算案は介護保険制度の保険者として介護保険事業に係る保険給付を行うため所要の予算計上をしたものであります。

予算総額は52億2,400万円で、16年度当初予算に比べ2億7,590万円の増、率にしても5.6%の伸びとなっております。歳出の主なものは、保険給付費50億1,826万4,000円、総務費1億9,657万4,000円、財政安定化拠出金480万1,000円などです。一方、歳入では支払基金交付金16億584万5,000円、国庫支出金13億5,493万3,000円、繰入金9億5,912万3,000円、保険料6億7,670万円、県支出金6億2,728万4,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第73号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,595万円とするものであります。歳入の主な内容は、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債であり、歳出の主なものは施設の維持管理のため維持管理費2億3,801万6,000円を計上いたしました。また、合理的、効率的な維持管理を図る観点から建設改良費に17億3,073万1,000円を計上し、両津支所の両尾、羽二生地区、畑野支所の畑野、小倉地区、赤泊支所の4地区で平成16年度に引き続き統合事業を進めております。さらに、小木支所で水道未普及地域解消のための事業も平成16年度に引き続き予定しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第74号 平成17年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ64億7,495万円とするものです。平成17年度におきましても、普及率の向上に向け引き続き面整備を経済的かつ効率的、効果的に進めてまいります。また、債務負担行為で実施しております両津の浄化センターの未処理施設工事及び羽茂浄化センターの建設工事に対しまして5億8,777万5,000円の必要額を計上し、本年度の完了を予定しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第75号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の予算の総額は3億2,674万円となっております。歳入の主なものは、一般会計繰入金及び市債等です。歳出の主なものは、公共用地先行取得事業費及び公債費等です。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第76号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、佐渡市真野町新町長石地区内佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲するための特別会計予算であり、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ890万円とするものです。主な内容としては、歳入では財産収入で財産売払収入として825万5,000円、平成16年度繰越金62万7,000円、諸収入1万8,000円を見込んであります。一方歳出は、公債費として地域開発事業債償還金元金809万1,000円、同利子44万9,000円、住宅用地造成事業費として土地造成事業費6

万7,000円、予備費29万3,000円となっています。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第77号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。当施設は、開設後25年を経過し、特別養護老人ホームとしては島内5施設のうち一番歴史のある施設であります。現在施設は定員105名の介護老人福祉施設、7名のショートステイは満床の状態であり、当ホームにおける待機者も280名となっており、年間の新規入所者は毎年平均25名程度であり、入所の決定につきましては昨年8月より新しい入所判定基準のもと毎月入所判定委員会を開催し、必要性の高い申し込者から優先的に入所していただくようにいたしているところであります。なお、入所者の現況については要介護度4、5は全体の93%を占め、平均要介護度は4.7と県下でも高い率となっているところであります。

本予算案は、入所者介護等に必要な経費を計上いたしているものでありまして、予算総額4億7,220万円であり、対前年比で7.75%の増であります。歳入の主なもの、短期入所サービス収入1,741万7,000円、施設介護サービス収入3億7,288万9,000円、利用者個人負担金収入5,668万9,000円、前年度繰越金1,300万円。歳出では、施設運営費3億5,865万4,000円、施設管理費3,059万2,000円、給食費3,650万7,000円、福祉費4,372万3,000円となっているところであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第78号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の予算の総額は72万円となっております。歳入の主なもの、財産収入及び基金繰入金です。歳出の主なもの、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第79号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の予算の総額は302万となっております。歳入の主なもの、財産収入、基金繰入金及び受託事業収入であります。歳出の主なものは管理会費及び造林事業費等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第80号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の予算の総額は592万6,000円となっております。歳入の主なもの、財産売却収入及び受託事業収入等です。歳出の主なものは、総務管理費及び造林事業費等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第81号 平成17年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の予算の総額が7万5,000円となっております。歳入の主なものは負担金です。歳出の主なものは管理会費の経常的な経費であります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第82号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額が286万円となっております。歳入の主なものは、財産運用収入及び受託事業収入であります。歳出の主なものは管理会費及び造林事業等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第83号 平成17年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ12億5,400万円、資本的収入の予定額は5億8,910万円、資本的支出の予定額は10億803万2,000円です。平成17年度も安全で安定した水の供給のため建設改良事業として全地区で老朽管更新及び配水管布設替え事業を予定しております。また、本年度より5カ年計画で相川地区の右沢浄水場の改修を行うため、本年度は1億3,500万円の予定を計上いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第84号 平成17年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算は、収益的収支の収入面で医業収入が24億7,569万円、うち入院収益が9億4,213万2,000円、外来収入が9億9,684万5,000円、その他医業収入が1億3,865万円、介護老人保健施設運営事業収益3億9,506万3,000円、訪問看護収益が300万円、医業

外収益が5億678万円、収益全体では29億8,247万1,000円を見込み、一方費用全体では32億2,206万3,000円を予定しております。この結果、収益的収支の損失額は2億3,959万2,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支の収入では一般会計から出資金で2億2,039万5,000円となり、支出ではナースコールの改修及び医師住宅の改修等で4,100万円、企業債元金償還金で1億9,848万5,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する1,909万円は過年度損益留保資金等で補てんするものであります。

病院の経営環境は引き続き厳しいものがありますが、経営の健全化に努め、自治体病院の使命であります地域医療の確保、医療水準の向上、住民の健康増進に努めてまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市助役定数条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 助役の定数2というこの問題について触れますが、7万自治は本来であれば助役は1名であります。あえて助役を2名にするということは、何らかの考えがあって恐らくするのであると思うのです。17年度の機構改革案等を見ますと、さして一千何百万もの経費をかけて助役を2人置く必要性があるのかなと、私こう思うのです。改革案も大してないのに2人置くということは、女房を2人抱えて市長の仕事は楽になるだけだ。これでは困ります。当然2人を提示するからには考えがあってやっているのだらうと思うのです。その中身をぜひお示し願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの質問でございますけれども、佐渡島が一島一市になって、ただ広いだけではなくて10カ市町村それぞれにいろんな問題を抱え、あるいは特色のある地域であるということから、たまたま10万以下の場合には収入役を置く必要がないということの定めを受けて、ぜひこれだけの市を運営するに当たって、特に10カ市町村の対等合併というのは今までございませんでしたから、これからの佐渡市の方向づけについてぜひ一緒になって、ある意味で現場から離れて佐渡市の将来を考えて市長を支援して助けてもらうというふうな職務をつくるということで考えたわけでありまして、ぜひよろしくお願

たいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 収入役を置かないから助役を2人にするというのは、これはあり得ない、そんなことは。収入役は議会は要らないと言ったのだし、条例もそのようにもう既に中央も自治省も収入役は別に置かぬでもいいですよということをやったのですから、助役を2人にするからには、それだけの費用をかけるからにはそれだけのきちとした改革をぜひやってほしいということを要望しておきます。答弁要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 私はもっとわかりやすく聞きますが、助役2人制ということは、お二人で守備範囲を持っていくのか。施政方針をお聞きしますと、将来課にするだろうと思う室がすごくたくさん出てきたと。組織が細分化されてきた、したがって守備範囲を決めようという意味なのか、はたまた特別な任務を第2助役というか、今度新しく決める助役に特別な任務を持たせようとしているのか、どちらですか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回の2人制の場合は、当然一定の守備範囲を持っていただいて、この多様化するこれからの佐渡市のありようについて対応してもらおうというつもりにしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） ちょっと花粉症で聞きづらいのですが、お許しをいただきたいと思います。

市長の今のご所見をお聞きいたしますと、助役を2人置くという目的が私はもう少し明文化する必要があるのではないかと。猪股君の質問にもありましたようにもっと守備範囲というか、2番目の助役というものの活動位置というものははっきりやっぱり市長が政策上に反映するという事は、言葉では言っておりますが、ぜひこういうことを志していくので、こういう目安のために2人にさせてくれと。収入役が減りに議会がしたからその人件費が余るからというようなことは市長はもちろん表には出しませんが、そういうような受け取り方で人選というのは後の人も困る。それから、やる限りはやっぱりプロパー的に議会の行政、あるいは職員の日常管理を視野に置いた、そしてそういったことの見通しのできる人材というものを私は張りつける必要があると思う。そのために、どうしても今1人では煩雑で助役が非常に苦労しておると、したがって私も忙殺されておってそこに目が届かぬと、どうしても助役をもう一名欲しいというなら、やっぱりそのぐらいのいわゆる政治上の市長の決意というものを、強い決意を議会に私はあらわす必要があると思う。ただ助役をつけてくれでは、なかなかこれは何のための行革か、スリム化かということに影を残すことに私はなろうかと思う。

したがって、前の方が力量が足りなくてももう一人欲しいというのか、あるいはそうではなくて本当にやっぱり財政多難な折にそれを処理するために、しっかりした状況、情勢のわかった人、職員を見通しできるプロパーあたりからそういう意味で持ってきてほしいというような、やっぱりそういう思いを込めてきっちりした私は提案の仕方があっていいのではないかなと。総花的にただお願いしますでは、このマイクを通してテレビをまた見る方々に誤解を招くおそれがあると思います。お聞かせいただけたら、もう一回わか

りやすくお願いをいたしたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この1年間やってみまして、先ほどもちょっと申し上げたのですが、非常に当初考えた以上の大きな問題があります。一つには、これからの佐渡をどういうふうになんて持っていったらいいのか、それと現場との接点やつなぎ、もう一つは皆さん方からいつもおっしゃっていただいているのですが、大きな行政改革、それからもう一つは機構改革も含めた大きな改革に向けてのそういう意味で考える立場にある人の厚みが足りないということがございました。それにつきましては、今後佐渡があるべき姿を持っていくためにぜひ2人をお願いしたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この条例についてバックアップしたいと思うのです。決算審査特別委員会をやってみて、機構改革を含めてこれはなまなものではないぞと。きょうも、これはまことに市長としては残念の至りだろうと思うのです。2度にわたって議会におわびをしなければならぬなどということはあってはならぬ。そういう意味で、私はやっぱり機構改革を本気で取り組んでほしいなど。そのために助役が2人要るかもしれぬ。ならば、それはそれでよかろうと、この後のことについて注文つけておきます。

今度助役になる人は、おれも選ばれて助役になったというようなことではだめなのだ。この実態をよく話をして、助役となる者の心構えをしっかりと持たせて人選をしてほしい。この条例が通ったら、その次の今度具体的な人選のところでは、今度はこの佐渡市の私は合併直後のこの停滞した何とも無気力な一面を持っておるこのところをばあんと一本骨を入れるという、そういう人事の決意を持ってこの条例をぜひ通してあげたいし、そういう姿勢でこの後の具体的な人事でひとつその実を上げていただきたい、こう言って、答弁は要らぬです。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号 金井地区及び羽茂地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号 両津地区及び小木地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 早朝出張の次に「又は深夜帰庁の場合」と、こういう形になっておるのですが、ここへ来てこのものをまたつけ加えるということになると、費用当然かさんでいくと思うのです。これかさませない方法でやるのですかどうかわかりませんが、さっきの説明がよくわからなかったのですが、これぬくぬくと余り延ばすと、帰りの船遅れて帰ってくればいいということになってしまうのです。何か別の、さっきの説明よくわからなかったけれども、当然管理システムあると思うのです、これ。その説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えいたします。

この深夜割り増しの額ですが、これは佐渡汽船の時刻の改定に伴いましたものでありまして、通常ですと9時40分の場合は新潟宿泊ということになりますが、通常の場合は新潟宿泊ですが、特別翌日から勤務が必要だというような場合には、やむを得ずこの船に乗るというようなことです。そういうことになりますと、宿泊をしますと1万円の宿泊料と翌日の日当が加算されるということですが、これに乗っていただけると4,000円の割り増しでその分が割愛できるというようなことと、もう一つは深夜の12時着だから、早朝の5時半と同等、いわゆる超過勤務は深夜割り増しということがありますので、この際早朝出張と深夜帰庁というものを同じ考えでということの条例改正でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） かみ砕いて言うとかいうことですか。経費削減策を図ったと、宿泊させれば1万円かかると、しかし夜の便でも乗ってこいということになれば4,000円で済むという、こういう解釈をしていいのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

かみ砕いて言うとかいうことになります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市佐渡海洋深層水利活用施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 海洋深層水出発したばかりなのですが、ここへ来てこの条例を改正するねらいは何なのですか。



○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この改正のねらいにつきましては、現在パイプラインの布設工事を行っております。このパイプラインの布設工事は、ことしの4月以降に進出をされるシュウウエムラさんの会社に係るパイプラインの工事がありますが、そのパイプラインの布設に伴います供給に係る使用料の追加ということで提案をさせていただきました。また、現在稼働しておる施設であります、製氷施設がございますが、その製氷施設につきましても今回明文化を図って利用料を徴収したいということで改正をさせていただくものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号 両津市若者定住奨励事業に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号 赤泊村ふるさと定住促進条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市デイサービスセンター条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号 両津市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） この前も同じことを言うたと思うのです。両津市と。何だって、両津市って。そんなもうないのだと言うておるのでしょうか。せっかくここ変えるのであれば、市を抜きなさい、市を。この前も同じこと言うておるのだ。こんな条例をまた使っていくよ。変えるなら市を抜きなさいとこの前も言うたのですよ。抜けない理由があるのだったらどうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

親松総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

これはこの前もご答弁したかと思いますが、いわゆるこの施設条例につきましてはただいま現在暫定条例ということになっております。したがって、あくまでも当時の条例の継続ということでして、両津市在宅介護支援センター条例、ちょっと市があつて目ざわりですが、これはこれで正しいといえますか、暫定ですから、そのまま引き継いでいる条例ということでもありますので、ご承知おきいただきたいと思

ます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 何回言うても聞かぬ。ここで修正をするぐらいなら、表題の市を抜きますよという修正も一緒にやれば終わる話でしょう、こんなものにこだわっておらぬで。ぜひこれを直してください、そんなこと言うなら。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 議案第15号についてですが、先ほどもご説明ありましたけれども、子供の医療費助成について今回のこの一部改正は助成対象者は所得制限ありのものを所得制限なしと、そして助成対象期間では通院、入院とも就学前まで引き上げる改正と理解しています。このことは、国の制度としては創設が強く求められていますけれども、そこで質問します。第1点は、この条例、あるいは一部改正するということは何を狙っているものなのか、あるいはねらいとか目的、改めてご説明を求めたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

本条例につきましては、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりの一環としまして、幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としたものでございます。本事業につきましては、県の2分の1の補助を受けまして、通院の場合は1歳から3歳、入院につきましては1歳から4歳ということで補助対象となっているところでございます。しかしながら、合併協議の中で旧両津市がそれぞれこれに1歳上積みした制度になっておりますので、高い方のサービスということで、両津市の例に合わせまして現在通院が1歳から4歳、入院が1歳から5歳となっておるところでございます。これにつきましては、それぞれ過去に要望等があったところでございますし、県内の実施状況等見ましても大分相当数が満6歳の就学前までということの市町村が多うございます。というようなことがございまして、サービスの向上を図るということで満6歳の就学前までということでご提案をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今答弁されたようにこの条例、あるいは制度をよくしていく上ではこの進展というのですか、阻害する要因となっている国民健康保険への国庫負担金ですか、それをカットする減額調整という問題があるわけですがけれども、そこで第2回目の質問ですがけれども、国民健康保険について本市では正規の保険証にかわって資格証明書ですか、あるいは短期保険証を発行されています。この議案であるこ

の医療費助成を利用している世帯に発行されているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

短期証の発行の件でございますけれども、短期証については1年間のうち、今国民健康保険税6期なのでございますけれども、3期以上未納がありますと短期証の交付にかえるということになっております。現在2月25日時点で252世帯、それから中村議員の幼児の関係については20世帯ということです。それから、資格証の交付関係ですが、これは1年以上滞納されておるという方のご家庭に対して資格証の発行を行っている部分でありますけれども、これも2月25日時点で111世帯、それから幼児の関係の方は4世帯ということでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今市民課長答弁されましたけれども、発行されていると。私は、議案である条例なり一部改正の最初の趣旨だとか目的を考えますと、発行というのは特別な事情があると認められるときは適用しないことになっていきますし、この子供の医療費の助成制度を利用している世帯に発行するかどうかは佐渡市で決めることができる事項であって、この制度を利用している世帯に資格証明書などは発行すべきでない、私はこういうふうに考えます。そして、この議案の条例一部改正については、さらに年齢を引き上げるなど制度をよくしていくために頑張っていただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 少子化社会、子育て支援、これ大事なことだと思うのですが、これによっての見込額です、本年度。幾らにしていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

この制度改正によりまして、対象者数は1,100人の増が見込まれますし、医療給付費等におきまして約820万程度見込んでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今回のこの一部改正は、燃えるごみ袋、特小ですか、そして小、大、燃えないごみ袋、小、大、資源ごみ袋、小、大と各50枚入りか10枚入りにして1枚に対する販売価格ですか、変えないで、10枚入りの料金で一部改正するという条例と理解しています。そこで、質問をします。1点目は、同僚議員の昨年ですか、一般質問でもありました。あるいは、ことしになって佐和田の婦人会ですか、市長と語る会の中でもごみ袋に関して質問なり要望が出されました。今回の一部改正をするということは、改めて今の前段言ったそういう要望とか質問に関連されているのか、なぜこうなったのかということをご説

明を求めたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

現在使っていただいておりますごみ袋につきましては、市民から破れやすいとか、大きさ等の改善について要望がございました。これにつきましては、来年度から新しい品質、規格で行うこととしておりますが、これとあわせて販売枚数につきましても50枚単位ではちょっと多過ぎるというような意見等がございましたので、この際規格等の変更とあわせて販売枚数を50枚単位から10枚単位に従前の単価で販売したいということでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） どんどんいきますけれども、この一部改正となるごみ袋ですね、ごみ袋のサンプル、見本はできていますか。できていたら見せていただきたいのが1点と、それから2点目は発注者、佐渡市内なのかどうか答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

見本につきましては、まだ私どもきょう持っておりませんので、後刻ご希望であれば持参いたします。それから、発注につきましては島内業者を優先に考えておるところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） サンプルがないのは残念ですが、この助成の要望ですか、あるいは市民の要望に対してこたえた一部改正でありますので、提案のこの場でもうちょっと積極的にアピール、あるいは創意工夫した提案をする必要が私はあると考えております。本日議案が提案される前に、既にこの議案に対してホームページですか、その内容を見ることができます。そのホームページによりますと、3月定例会がきょう始まったわけですが、始まったばかりなのにこれからこの件に関して委員会で審査するのに既に4月の1日から佐渡市指定ごみ袋が変わりますと言っているのですね。情報が速い方がいいと思いますけれども、順序がちょっと違うのではないかと私は思うのですけれども、その問題はおいておきますけれども、もうちょっとアピールが必要です。

そして、ここにこれは優秀な市の職員が作りましたものを私いただけてきました。4月1日からこうなりますよという、これは見本ではありませんけれども、カメラずっと寄っていただきたいと思っておりますけれども、これが今までの燃えないごみの大ですね。サイズを大きくしたわけですね、皆さんの要望で。こうなるわけですね。大分皆さんの要望にこたえました。それともう一点は、資源ごみですが、今までこれは大ですね。これがこうなるわけですね、大きくなる。私は何を言いたいかというと、こういうような一部改正だということを提案するときはもうちょっとアピールして、いいものをアピールしていただきたいと思っております。そういうことを申し添えて、質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 今の中村君を少しフォローしてみたいと思うのですが、私は共産党員でもありま

せんし、そのところはひとつご理解いただきたいのですが、課長のご説明ですと、数量のボリューム、これは減らして、そして言うならば単価は前と同じだと、こういう話ですが、以前私も佐和田町でこういう問題を取り上げてどなたに発注するかというようなことで入札を行いました。まず聞きたいのは、受けた業者のこれは随契なのか、業者入札をやったのか。そして、言うならばさっきのお話の中で佐和田の婦人会有志と市長がお話を行ったら、前向きな姿勢がこういう格好にあらわれたというようなニュアンスのお話をされたのか、現実にそうだったのかどうか。そうであったとするならば、中村君が言うようにやはりPRをはっきりして、そしてこのような格好で婦人会のご要望に基づいてこのようなようになりますというようなことをやらないと、一部でパフォーマンスか何かわかりませんが、そんなような状況で市長と会っているのがテレビにも出ました。本当に市長との話し合いの結果がこうなったのか、その確認と、今言った業者の指名入札を今まではやったが、今回は随契であったのではなかろうかという思いもするのですが、何社入って指名競争入札をやったのか。そこら辺のまず結論から聞かせてください。追ってまた質問させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

この規格等の決定に当たりましては、婦人団体等と打ち合わせ会議を持ちまして意見を聞きながら決定したところでございます。

それから、業者につきましては私今業者数は数字持っておりませんが、見積もり合わせということでさせていただいております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 見積もり合わせ、俗に言うとこれ随契ですね。非常にここら辺が地元の業者も生かさなければなりませんし、苦悩するところは市長も同じと思いますが、あなた方が市長とせっかくいい話し合いをしたと言っておきながら、材質は粗雑で質は悪いと、こういう答えがあるのです。ですから、これはそれぞれ個人がお買いになる袋ですよ。行政がいわゆる業者ときっちりした意思の確認をした上で選択をしないとこれはとんでもないことになるのと、このビニール系統というのは利益幅わかりますか。私は薬屋ですが、ちょっと余談になりますけれども、スキンと同じで、これは利益幅というのは物すごくあるのです。ゴム、いわゆるビニール系統というのは。だから、そういったことをやっぱり謙虚に検討した結果、値段のすり合わせでこれは言うならばそういったことである業者に行ったのだと言いますが、そのでは行った業者は今まで広域圏と契約を結んでおいた人ではないですか。

それから、袋の質についても婦人会から要望があったはずですが、それについても検討してこの結果を生んだのかどうか、そのところをもう一回確認しておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

規格、品質につきましては、婦人団体との打ち合わせの場で行いまして、要望を100%受け入れたような格好で製造しております。

それから、契約業者のお話につきましては私今佐渡広域圏の業者を承知しておりませんので、同じかど

うかについては今お答えしかねます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長、それはやっぱり少しおかしいのではないですか。それはあなたわかっていると思いますよ、すり合わせを業者にさせたのだから。全く実績のないものを入れてやったわけではないでしょう。そうするとどなただということはわかるのです。かつて私らの佐和田議会にいわゆるごみ議員というのがおりました。もう命をかけて徹底して時の理事者に厳しく当たりました。でも、随契で言うならば彼らより能力以下の業者のところへ話が行きましたけれども、それはそれで私はそう決まったのですから何とも言いませんが、今のように佐渡広域圏を何も踏襲せいと私は言うておりませんが、参考にしましたかどうかということについては、それは参考にしていないと。それではすり合わせを何と何を参考にしてやったのかという答えにはなっておりません。

それから、佐渡の業者に落ちた。恐らく随契です、これは。だから、地元業者育成しなければならぬのはわかりますが、そういったところでいわゆる誤解を招かないようにしていただきたい。

それでは、1枚100円の袋は原価幾らですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

現在燃える指定袋の大の方の例でございますが、現在使用していただいておりますのは1枚当たり4円6銭でございます。これを規格、素材等改定しまして6円81銭ということでございます。それから、同じく小につきましては1円28銭高くなっております。たった二つしか挙げませんが、素材の変更、あるいは規格の変更によりまして、製造費そのものは高くなっているのが現状でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤議員に申し上げます。

3回質疑は終わりました。3回で終わりでございます。

以上で……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今のやりとりを聞いておりますと、議案の質疑にはなじまない方向で進んでおります。これ議長、しっかりと整理してください。今までの幾つかのやりとりを聞いておりますと、これは議案の質疑とはかけ離れたところへ行っています。これは議長の責任で整理してください。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

本件につきましては、議会運営委員会、あるいは各派代表者会議をもって周知徹底するようというところで今日を迎えておるわけでございますが、さらに議会運営委員会等で協議をさせていただきたいと存じます。

○51番（祝 優雄君） 議長が今整理するのだよ、会場で。

○議長（浜口鶴蔵君） 承知をいたしております。

議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市両津特産品開発加工センター条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市林業事業分担金徴収条例の制定についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） この第2条関係の別表、その中で分担金の額が示されておりますが、この中で5分の4以内とありますが、分担金は公権力に基づいて特定の受益者から徴収するわけですが、その徴収する方法というのは税に準じた形になるわけです。であることからすれば、以内というのはちょっとどうかと疑問を感じるのです。例えば5分の4というような表現の方がいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

今ほどの質問については、平成16年度の潟端、多田集落センターの分担金なのでございますが、補助率によりまして県、それから市の補助金がございますし、その残りの分の5分の4以内ということで、金額が補助率によって変わってくるものですから、このような書き方をさせていただいておりますし、その下のふるさとの木ふれあい事業は平成17年度に石花集落センターで予定されておる事業でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 16年度の事業ということで、この条例の施行を見ましてもここへ来て3月30日というようなことになっておりますので、もう少し早く出てきてもいい条例ではないかなというふうに感じておるわけですが、今補助率等によってはっきりしないから5分の4以内という表現にしたということですが、補助率がどう変わろうと、5分の4とかあるいは3分の2とか、そういうはっきりした事業の種類がはっきりしておるわけですから、本来の分担金であれば税だって100分の1.4以内なんて書いていないです。100分の1.2とかと固定資産とかの場合ちゃんと表示しておりますね。ですから、その以内というのがあえてどうしてつける必要があるか。私は、5分の4なら5分の4でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように金額的なもので、5分の4以内と書かせていただいておりますのは、金額の確定がおのこの事業によって違うものですから、このような書き方をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 事業によって違うというのですが、そうするとこれ以外にもまだ例えば木造公共施

設等整備事業の中にはいろいろな項目があるのですか、もっと。であるのであれば、それを例示して5分の4とかあるいは5分の3とかとはっきり示す方がいいのではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

担当の方で検討していただいた結果、10の支所があるわけですが、その中で調整させていただいた中で5分の4ということで決めさせていただいたものでございますから、ほかの事業が出てきてもこのような格好で書かせていただきたいということで、その下のふるさとの木ふれあい事業の中でも5分の4以内ということで書かせていただいております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 今回の同僚議員の質問と答弁がかみ合っていないので、私ももう一度繰り返して聞きますが、金額の問題ではなくて、5分の4なら4、5分の3なら3、当然建物を建てるなら建物の金額によって違うわけですから、この比率を明確にしないと、こういうこと。これが5分の4以内だとすれば、5分の1の場合もあるし、5分の3の場合もあるし、5分の4の場合もあるのではないかと市民にとっての不安もあると思うので、この比率を明確にしないと、私もそう思いますが、課長、これが総トータルの金額をいつも一定のものを徴収する意味から、では例えば佐和田町のどこどこについては5分の4だから、両津地区のどこどこは5分の1でいいよと、こういうふうにこれ解釈されるのだけれども、そういう意味のことをいっているのですか。どっちなのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

先ほどもお話ししたように、金額が一定でない関係がありまして、5分の4以内ということで対応させていただいているわけでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ちょっともう一回、同じことこれで5回目になるのですが、同僚議員と同じ意味合いで聞くのですけれども、それでは端的に聞きますが、5分の4の場合もあるし、5分の1の場合もあるという理解でよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

5分の4以内と書いてある場合は、いろんな事業がありますが、2分の1以内と書いてあってもできるだけ有利なというか、地元が有利な格好になるように5分の4でやらせていただいております。有利といえますか、市の方との使用料の調整等もございまして、その中で5分の4以内と書いてありましても、その時々に合わせて格好でその中の調整をさせていただいておりますので、この5分の4以内という書き方をさせてもらっているわけでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 産経委員会でこれしっかりとやってもらいたいのですが、非常にわかりにくい。条例がこのようにアバウトな条例というのはいかがなものかなと、こう思います。今の課長のご答弁ですと、



5分の4の場合もあれば2分の1の場合もあると、その時々によって受益者と相談しましょうと、こういう条例はいかがなものかと私は思いますが、産経委員会、委員長の方で十分また終わった段階で質問させていただきますので、審査していただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 両津市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市農業委員会に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市農業委員会事務局設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

木村悟君。

○7番（木村 悟君） 6月のときに大変議論になったところなのですが、そのときには約5年間スパンで合わせていくという、何かそういう話があったと思うのですが、なぜ今この時期に一気にこのような形に持ってきたか、ご説明願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

木村議員さんおっしゃるとおり5年以内というような格好でお話をさせていただきましたが、6月定例

会でいろんなご指摘をちょうだいしまして、消防団連合会という団長さんの集まりの会がございまして。その下に協議会という諮問機関、団長の諮問機関になるわけですが、連合会の諮問機関になるわけですが、そこにお諮りをいたしまして、結果、いろんな意見が出ましたけれども、ひとつ統一をさせていただきたいという話をちょうだいし、連合会の団長さん方々の意見も通した見解でございましたので、それをもって査定に臨んだ結果でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村悟君。

○7番（木村 悟君） そうしますと、これを見るとこの間までの高い方に合わせてありますね、一気に。いわば南佐渡消防団の方の金額に合わせております。これの根拠について、なぜこのような方に一気にいったのか、その根拠についてご説明願いたいことと、機械器具の管理委託についても、では報酬の方が高い方に合わせてあるなら、なぜこのポンプ車と積載車の方も高い方の6万円の方で統一しなかったのか、その辺のご見解を教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、お答えをいたします。

高い方の南佐渡消防団に合わせたのではないかという話でございまして。結果的にはそのとおりでございますけれども、なぜかと申しますと、南佐渡消防団の報酬を減額する理由がないということ、南佐渡消防団については全国的にも有名な消防団でございますので、そういうことからひとつ統一させてもらったと。以上でございます。

それから、機械器具管理の関係でございましてけれども、6万円が4万8,000円と少なくなっているのではないかという話でございまして、実はこれも警防部会というところでご審議をいただきまして、その結果車両については1回2,000円、月2回を実施していただくということで、月単位では4,000円になりますし、4,000円の12の4万8,000円。それから、小型ポンプのみですと、1回1,000円、月2回、2,000円の12カ月の2万4,000円ということでございまして。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第24号の質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 佐渡市消防防災施設等整備基金条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市新畑野財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 佐渡市松ヶ崎財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 財産区ですが、こんなものいつまで引きずって歩くつもりなのですか、本当に。地元にくれてやりなさいと言うたでしょう、委員会でも。いつまでこんなもの引きずっておるの、本当に。検討したことあるのですか。答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

親松総務課長。

○総務課長（親松東一君） この議案そのものは一部改正ですが、本体の財産区そのものをどうするかというようなご質問ですが、ちょっと質疑にはなじまないかもわかりませんが、一応ご答弁させていただきます。

まず、財産区につきまして私ども委員会の意見を受けてそれぞれ、この場合畑野の方の支所を通じていろいろ話をしました。その結果、解散をしてもいいというような財産区もあったそうですが、なお引き続き財産区として残したいという意向が非常に強いということで、とりあえずは今回の条例改正ということになったわけですが、なお引き続き竹内議員の意向も私尊重しますし、同感ですので、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第26号及び議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号 字の名称変更について（両津地区）の質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） この議案は4号、5号議案とも関係があるのですけれども、施行日が8月1日に施行するということになっています。次の議案とも関係あるのですけれども、こちらには新潟県の県報、1月21日発行の県報がございます。そこの告示の中に第70号に地方自治法260条で今回佐渡市長から同市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨の届け出があったということで、これは羽茂の全地域と北新保の金井の地域なのですけれども、その県報の発行日、告示日が1月21日とありまして、施行日が平成17年の4月4日にその効力を発すると書いてあります。その前の告示に69号、その上の段ですけれども、同じく17年1月21日に発行されているのですけれども、ちょっと読ませていただきます。地方自治法260条第1項の規定により、荒川町長から同町の字の区域を次のとおりに変更する旨の届け出があったと。この処分は平成17年1月21日からその効力を生ずるものとするというふうになっています。なぜかといいますと、この荒川の場合には同じく字の変更であって、1月21日の告示で同日効力を発効されています。この羽茂と金井の場合は1月21日の告示でありまして、その効力は4月4日となっています。今回の私はこれは実は条例の変更とかいろいろ手続があって、佐渡の羽茂と金井の場合は遅れて今回の議案の4号、5号にある条例変更後に行うので、4月4日かと思ったのですけれども、今回の両津と小木の場合は8月1日になっています。でも、両津と小木の条例変更は今回の議会で通るわけです。なぜそのように遅れるのか、説明をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど村川議員さんの方から県報の写しを見せていただきました。荒川町の場合につきましては、確かに1月21日に告示をして即日施行という形ではありますが、私ども県の方に照会をいたしまして、その手続についてどうかということで照会をしたわけではありますが、県の方では事前に調査をして、そして県報に告示をするまでに最低でも2週間以上かかると、そういう答弁でありました。したがって、私ど

もとしてはこの議会でそのような結果が仮に出たといえども、この後関係者に対する周知、関係機関に対する周知等踏まえて施行したいということがありまして、今回の議案につきましても8月の1日という形で施行させてもらいたいということで提案しております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 事情は多少はわかりましたのですけれども、それにしても8月1日というのはちょっと遅いのかなと。先日1月の14日に北陸農政局の方から佐渡へ来て食品の生産物表示の講演がありました。そのときに会場の質問に、いつから表示を変えたらいいでしょうかという質問に対して、今まで県の地域振興局からの指導ですと、一、二年は大丈夫でしょうか、現在の表示でですね。あるいは、米ですとその袋がある限りは大丈夫ですという回答だったのですけれども、北陸農政局の方からの回答は、合併等々で住所が変更するということは前もってわかっておることであるから、猶予期間というのはないと。住所が変わったら即変えてくださいという説明があったので、できればこれ8月1日というのは皆さんいろいろ忙しいのかと思いますけれども、本来なればその気になればもっと早く、今2週間と言われましてけれども、早くできて、次の県報告書、同日効力発揮するというような形にもできるのではないかと思うのですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁要りますか。

○30番（村川四郎君） 結構です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは先般の全員協議会の際にも私の方で指摘をしました。これも条例の説明では地域審議会等の意向を踏まえてということでありましたが、まず地域審議会に諮問をするときに例えば条件をつけて諮問をしてあるのかどうか。何にも条件をつけずに諮問をしてあるのかどうか、まず聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この地名の問題につきましては、15年の9月の9日に開催いたしました合併協議会の中で地名の問題については新市に申し送りをして、そして地名問題があるところについては地域審議会等の場で審議をして、住民の意向に従うという形で申し送りがなされました。そのことを受けまして各10の地域審議会に對しましては、地名の問題について旧市町村名をつける必要があるのかどうかということで諮問をさせていただいたところであります。したがって、結果今回ご提案をさせていただきます両津地区につきましても、嘱託員会議等の中で旧両津町に限ってということでアンケート調査をしたということでもあります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今まで出てきたものは、両津以外は地域審議会も全会一致で出てきたというふうに私は聞いております。両津の場合は、全会一致ではないのと同時に、一定の限られた地域で出てきていますね。その辺のことをどういう形といいますか、どういう判断で皆さん方が諮問をしたのか、そして諮問

を受けたのか。これは、やはり基本的なところがないとこういうふうには私は混乱してくるのだと思うのです。つきたいところはどこでもばらばらでいいからつけろよという話をしたのか、それとも旧町村は全体で審議をしてくださいよということで出したのか。これ仕方によって相当違ってくるのです。ですから、私は基本的にどういう形で諮問をしたのですかと、その諮問を受けてこういう形で条例が出てくるわけですから、その辺の基本的な考え方を私は聞きたかったのですが、どうなのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この地名の問題につきましては、合併協議の中におきましては旧市町村名はつけないという形で一定の結論をいただいたところであります。しかしながら、地名に関する要望等が各地から出てきたことはご承知のとおりだと思います。そういう中にありまして、申し送りがなされたわけでありまして、地名の関係につきまして旧市町村名をつけるかどうかということについては、それぞれの地域審議会の中でご審議を願いたいという形で諮問をいたしました。特にその地域に限って旧市町村名をつける、つけない等については、こちらの方から特別の判断材料となるようなものについては提供はしておりません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、本来であれば法定協議会のときは想定としては、旧町村はつけるのであれば全体につけるのであろうという想定のもとで議論をしておるわけですね。これ、この地域、あの地域、ここは要らないし、ここは要りますというようなことを想定して議論をしていないのです。今回はこういう形で出てばらばらでしょう。それも、例えば全会一致制をもってきたものについては条例制定という作業をしますよというようなことでもあるなら、また別ですけれども、何にもなかったというのです。そうすると、委員は15人ですから、8対7で出てきてもこれは条例として上げますよということになってくると、それでいいのかどうか、そういうこともあり得るでしょう。それから、これは地域審議会というところに執行部の方で審議をしてくれと言って諮問をしました。これはやはり条例前には議会とのすり合わせが必要です。一発で条例として出てくることの方が私は異常だと思います。少なくとも旧町村は合併前にそれぞれの議論を重ねてきているのです。これはやはり議会との関係はしっかり整えてこなければ、私はおかしくなってくると思うのです。地域審議会へ出てきたものがすぐ条例で出てきますよというのは、非常におかしな関係です、これ。やはり少なくとも事前に議会とのすり合わせが必要であったのではないですか。ですから、私は審議会への諮問の方式、審議会の位置づけ、どういうことなのかと全協のときにお聞きしたのです。これはやはり慎重にやらなければだめですよ。しかも、ここまで踏み込んでしまった。これは本来であれば一たん条例取り下げるべきです。そして、すり合わせをきちっとした中で対応すべきなので、これ両津のものは特に賛成多数だと聞いています。全会一致ではなかったと聞いている。そういう形でもこういうふうにして条例として出てくるのかどうか。これは私はちょっと大きな疑問を持っておるのです。私ばかりではなくて、大多数の議員思っていると思うのです。これは、やはり私は総務で一応もんでいただくというのはもんでいただければ結構だと思いますけれども、これは執行部としての判断も必要なのではないかと思えます。答弁要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 字名の変更について、旧2地区で提案されておりますが、今の同僚議員の議論も聞くと、私はこれはまだ混乱しているのだと思います。基本的に地名問題、私は最初から全島に旧市町村名をつけるべきだ、そのことが広い地域の所在が明らかになる、まず大枠で。そして、踏み込んでここだと、こういうことが明確になると。そういう点では観光の面でも経済的な面でも非常に重要だと主張した一人でありますので、今このような格好で出て、これはまだ混乱が続いているのだと私は認識をいたしております。そして、両津では今同僚議員の議論もありました。経過は一定のものはわかりました。ですが、これだけ議論して出てきた。本来であれば、両津全体どうするかという議論があってしかるべきだと私は思います。ですから、そういう意味ではやはり諮問の一つは仕方にもやっぱり問題があったと思うのです。もっと統一的にやるべきであったと。そして、あの合併のさなかでも地名はか非かと、つけるべきかどうかという議論は相当されたわけです。私が所属する相川でもされたのです。そして、相川ではそこ絞ったという経緯もあります。しかも、議会ではその前段では全部つけようというのに賛成をしたという経緯があったのです。そういう中でああいう格好につけられた。それで、今もこういう格好。小木についてはほんの一部だという、こういう状況でしょう。

もっとこれは統一的に考えれば、私はこういうような提案の仕方をすべきだったと思います。つけようというところについては、全地区できちんとした意向調査をやることですね。方法はいろいろとあります。アンケートもあるでしょうし、いろいろのことあったと思うのです。そういうことをきちっとやって、少なくともさまざまな意見を聞いてきちんとした統一的な取り上げ方をすべきだと私は思っております。ですから、これは今でも続いていると思います。

ですから、私はここでこういう格好で提案されて仮に決まるとしましても、ではこの地名問題今でも住民意識の中に残っているのです。この広い佐渡としてその地域を特定するにはどうしても大枠の冠が要するというのは当然考えることです。ですから、私はどういような提案をされたか、経過が一応わかるように改めて聞きたい。どういような提案がされて、限定されてこういうことだけ出てきたのか、その地区で議論された経過を教えてください、こう思うところありますし、また今後についてもここでこれは終わりかという話になるのか。これだけ混乱しているわけです、厳密に言いますと。そうであれば、今後またつけたいというならつけるのかどうか、そんなこともあり得るのかどうか。そのことについても市の今後の方向についてお聞きをしたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この地名問題につきましては、まさに住民が主人公だということで、その認識についてはまさに小杉議員さんおっしゃるとおりだと思います。したがって、私ども地域審議会の方に諮問しました際につきましても、そういう住民からの盛り上がりがあった地名問題が新市に先送りされた、そのことについて市民の意見を聞きたいということで諮問をいたしました。意思の確認といたしましては、今小杉議員がおっしゃったような議論がそれぞれの地域審議会の中でありました。あったことは事実であります。その結果、それぞれの地区におきまして、今の議案の関係ですと両津地区であります。両津の中では全域にするか

どうかという議論もあったようですが、結果として旧両津町に限ってということで意向調査をするというふうに聞いております。

なお、この地名問題につきまして、この後どうかということですが、そのことにつきましては今私のところからはどうなるかということはお答えしにくいところではありますが、これも住民の方々の意向が盛り上がりになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 最後にいたしますが、今この2地区について提案がされておりますが、このことについて反対するものでありません。委員会の中でこの取り扱い、もちろんこの取り扱いとあわせて今後のことについても真剣に議論していただきたい。というのは、企画情報の課長が言うように将来についてはわからないと言いますが、やっぱりそういう住民意向がきちんと残っているということは認めざるを得ないと思うのです。ぜひその議論をいたしてもらいたいと、こう思っているところでございます。そのところ要望して、終わりにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長に確認したいのですが、先般の全協で私は市長にこれ合併審議会での冠についてはおかぬかと、それが合併だという意見で意思統一されたというような形の中で私ら離脱したものですから、後のことわかりませんでしたけれども、いや、そうではないと。これは将来にかかわることであるから、後の人に託さぬかという協議会の答えであったと。以後そういうことでありますので、それぞれの手を挙げておる地域審議会でのこのことについて検討しておるのだと。決してそのことについては、言うならば市長の諮問委員会だから勝手にということではないのだというような説明を全協で市長はしていただいたかと思うのですが、そこで今課長が説明したように私はそういう答えは当然それでいいのだと思うのです。市長が改めて諮問内容について全協で説明をして、その中でそういった形で審議会に諮問したと。その答えがこういう答申で出てきたというのであるならば、それは我々は民主主義の原理ですから、仮に7人と6人であろうと、それは出てきたものについては議会の皆さんの総意で理解するかしないかということで粛々とやっていけばいいのだと思う。そうしないと、小杉さんが言ったとおりこれは質問そのものがこの審議から逸脱をしてしまうと、私こう思うので、市長にもう一回確認したいのですが、市長、全協のときにあなたおっしゃったとおり合併協議会のものは確定ではなくて、地域審議会ができた後にゆだねるということで改めて結論を見たのだと、そのことについての気持ちはあのときの説明と同じように変わっていないと、こう私は受けとめていいか。

それからまた一つ、地域審議会の中でそういうことが絞られて提起されたのだと私も思っておりますが、そこら辺の関係を含めてきっちり教えていただけませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 全協のときもお話したのですが、地域審議会、我々合併協議会の中で地名の問題についてはコメントがついていまして、地域審議会の決定に、たしか正確にはあれなのですが、地域審議会の決定というか、地域審議会において検討するというふうなコメントがついていたはずで。そうい

う意味で、各地域審議会、提案の仕方がよかったかどうかは別にして、その意を受けて提案し、その答申を受けたわけでありますので、そのまま議会に提案したということです。ですから、この問題については合併協議会のコメントをそのままやっているだけでありまして、別に他意はないのですが、地域審議会の中のいろんな問題も確かに問題としてはあったようですし、それも仄聞しておるわけです。我々は、地域審議会の決定をその地域の意見として受けとめて提案したということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号 字の名称変更について（小木地区）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地、赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更についての質疑を許します。

渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） かねがね事業におきましては、特に道路関係は単独事業が多過ぎると、そういうことを指摘したことがあるのですけれども、今回単独から資本公共にのせた、これは大いに評価いたします。ただ、佐渡市全体といたしますと、もう少し公共をふやしてもいいのではないか。例えば赤泊地区と羽茂地区が一、二区市道の中で公共にのせられる市道がないかどうか、その辺赤泊支所長、羽茂支所長、わかったら教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

赤泊支所長。

○赤泊支所産業建設課長（渡辺邦生君） お答えいたします。

公共でできるものについては、私ども公共でやりたいのですが、公共の方でとってもらえないものから、単独でということで事業を今させてもらっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、羽茂支所長。

○羽茂支所長（青木典茂君） お答えいたします。

羽茂地区では、今のところ公共でやる道路に適さないといいますが、小さい道路ばかりの改良でございますので、該当いたしません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） それは反面もう幹線市道が改良が終わったと受けとめていいのですが、その辺小木さんは大いに頑張っておりますね。3本の公共をのせておる。これは大いに評価しますが、反面それだけ遅れておったとも言えますが、一番聞きたいのは補助残に辺地を充てる、あるいは過疎債を充てる、そうしますと一般財源の持ち出しが非常に少なくなるわけですね。今回両津地区の海府幹線2号、これは幾ら探してみても辺地整備計画にもありませんし、過疎債にもないのです。これをなぜ補助残を一般財源で充



当しようとしておるのか、その辺わかったら教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐々木両津支所長。

○両津支所長（佐々木文昭君） 個々の事業はちょっと詳しくわかりませんが、海府幹線4号は災害防除ではないかと思うのですが、16年度で完了ですので、多分のつけていないのだと思います。

〔「海府幹線2号」と呼ぶ者あり〕

○両津支所長（佐々木文昭君） ちょっと個々の事業今承知していませんので、申しわけありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 本来これは本庁の課長ですよ。しかし、これ3回目になるのですよ、答弁がまずいために。そういうことで、なるだけ補助残は起債を充当する、一般財源を極力少ないようにする。ややもすると辺地の、例えば辺地でも過疎でも単独でやれば、他の本数をふやせばいいではないかという議論あるのですが、今まで事業を見ますと、市単独だと用地がちょっとつかえると割とやめるに簡単なものですから、すぐやめてしまう、そして辺地を余す。ところが、公共になるとそう簡単にはやめられませんものだから、用地が多少つかえても一生懸命やって事業遂行に前向きになる、そういったことでこういったことはすべて補助残も起債充当、一般財源は極力少ないようにするというのが私はいいのではないかと思います、本庁の課長、建設課長ひとつお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

先ほどの海府幹線2号でございますが、この路線につきましては17年度で特殊改良第1種事業の公共事業の中でやりたいということで予算の中で上がってございます。極力公共事業を取り入れたいいわゆる道路網の整備計画をしたいということで、単独の分につきましては辺地、過疎債を充当しながらやっているわけでございますけれども、何せ公共事業を取り入れるとなりますと、費用対効果、あるいは県あるいは国の方に要望しなければなりません。そういったことで、非常に路線の制約がございます。そういった形でなかなか難しい点があるわけでございますけれども、そうはいいまして国庫補助金を使いながらやっていく姿勢というものはこれからも持ち続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号 市道路線の認定について（住吉34号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号 市道路線の認定について（水津3号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終結いたします。

議案第33号 市道路線の認定について（南片辺31号線）及び議案第34号 市道路線の認定について（南

片辺32号線)、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第33号及び議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第35号 市道路線の認定について（沢根149号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第36号 市道路線の認定について（二宮368号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終結いたします。

議案第37号 市道路線の変更について（二宮203号線）及び議案第38号 市道路線の認定について（二宮369号線）、以上2議案は関連がございますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第37号及び議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 市道路線の廃止について（7区浜河内7号線）、議案第40号 市道路線の廃止について（7区浜河内12号線）、議案第41号 市道路線の認定について（7区浜河内7号線）、議案第42号 市道路線の認定について（7区浜河内12号線）、議案第43号 市道路線の認定について（7区浜河内18号線）、議案第44号 市道路線の認定について（7区浜河内19号線）、議案第45号 市道路線の認定について（7区浜河内20号線）、議案第46号 市道路線の認定について（7区浜河内21号線）、以上8議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第39号から議案第46号までの質疑を終結いたします。

議案第47号 市道路線の変更について（大倉谷1号線）及び議案第48号 市道路線の認定について（大倉谷63号線）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第47号及び議案第48号の質疑を終結いたします。

議案第49号 市道路線の変更について（岩田線）及び議案第50号 市道路線の認定について（岩田線支線2号）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第49号及び議案第50号の質疑を終結いたします。

議案第51号 市道路線の認定について（下川茂60号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終結いたします。

議案第52号 市道路線の変更について（三川41号線）、議案第53号 市道路線の変更について（三川42号線）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第52号及び議案第53号の質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

---

午後 3時34分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 7ページの繰越明許費、第3表なのですが、繰越明許費が多く、17年度の予算と一緒に執行されることになっておりますが、この中で16年度内いわゆる支出負担行為、契約等が全く行われなくて、17年に行ってから契約等が行われるようなものがありましたら件数を教えていただきたいのと、どうしてそういうことになったか、その理由もお聞かせいただきたいと思います。担当課長からお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

年度内に契約等が実施できない件数につきましては、7ページに記載をさせてもらっております事業のうち、現在の見込みでは全体で11件ほどございます。これにつきましては、一般的な理由といたしまして平成16年度においては予算の成立が昨年6月末であったということで、通常の予算ですと4月からスタートするわけですが、16年度においては3カ月遅れのスタートであったということから、設計等、あるいはそれらに伴う入札等ができない状況であります。そのほかに、用地交渉が困難であるとか、そうした問題が起因いたしまして繰越明許としてお願いをするものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） この第3表の目的別に実際に繰越明許費として繰り越す事業が載っておりますが、この中でどれとどれがそれに該当するのだから、個々に教えていただけますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

土木費でございますが、この中に道路橋梁費それぞれございます。この中で、発注、未発注のものでございますけれども、両津の秋津7号線測量簡易設計業務委託でございます。それから、同じく梅津28号線でございます。それから、両津の上横山3号線の道路改良舗装工事がございます。それから、両津の城腰1号線の改良舗装工事がございます。同じく秋津6、15号線の用地費及び補償費につきましてこれが一つございます。それから、両津の宮ノ前排水路整備工事、これが1件ございます。それから、佐和田の二宮332号線の道路改良舗装工事がございます。それから、両津地区でございますけれども、上横山住宅の地質調査、それから測量委託、登記事務委託等に係るものが未発注でございます。それから、新穂の長畝の55号線道路舗装工事がございます。それから、赤泊地区の半田川の維持修繕工事がございます。土木費の中では以上のようになっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

6款の農林水産業費でございますが、その中の2項林業費、この中に4件未契約の分がございます。本体工事も繰り越しになりますので、本体工事が盛り土工が主で、現在の雪の状態等で繰り越しになりますので、その繰り越しに関連しまして用地測量、用地買収ができないのが4件ございます。今ほどの赤泊支線林道備付山線の開設工事の分が2件、それと県営の林道工事の用地測量と用地買収が2件ございます。合計4件で292万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これ、歳入歳出一括でやるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 一括です。

○40番（猪股文彦君） それでは、バタバタいきます。まず、歳入の市税がふえていますが、17年度の予算を見るとこれがもとに戻っている。これのふえたことはいいことなのですが、この辺をどうとらえたらいいのか。それから、歳出全体に三角が多いのは、10カ市町村が何でもいいから盛ってやれと盛った結果、こういうことになったのかどうなのかということをもとにまずトータルでお聞きします。

65ページ、衛生費、簡水が1億3,400万三角ですが、これは主にどういう原因か。

衛生費、67ページ、病院事業会計の補助金が3,800万も減になっているけれども、病院は赤字だと思うのですが、これどこの分がこれだけ減ったのか、営業成績がいいのか、その辺を教えてくださいと思います。

さっきのに関連するかわからぬけれども、農林水産の71ページ、測量設計委託料が3,200万も減っているけれども、これはどうしてこんなに減ることになったのか。

それから、全体的に75ページからずっと漁港関連、これが億単位で少なくなっているのだけれども、主にどういうものを見積もっていて、どういうものをやめることになったのか。

余りにも多いからそれでやめますが、そこまでちょっと教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

冒頭まずおわびを申し上げなければならないのですが、この法人税の関係の9,000万の増、これが非常に目立つような感じでございますが、実は税そのものについては個々にご説明申し上げますが、9,000万の関係で先に申し上げます。これは12月の補正の際、実は法人関係600社、約4億の歳入が見込めましたので、当初予算3億8,800万計上してございました。そういった関係で、1,076万余りの12月の補正を申し上げます。ところが、まことに申しわけございませんが、担当の11月末の計算から実は12月から3月までの申告予定法人分、これが280社が実は12月のときに見込まなくて、今回そのことに気づきました。そういった形で280社分計上していなかったというふうなことで、それとあわせて12月のときに徴収率を98%で計上したのですが、入ってきた金が99%近く入ってきたということで約400万の増額ということで約9,000万という内容でございます。

それから、個々に申し上げますが、現年度分の900万ですが、これは市民税の分でございます。実は災害減免等もございまして、その分も考慮しながら今回900万上げて大丈夫だろうというふうな形で計上させていただきました。

それと、次に固定資産の関係でございますが、2,963万7,000円ですが、実はこれ12月のときに29億5,217万6,000円計上してございます。徴収率96%で計上いたしましたけれども、12月補正1%またこれも職員、各支所頑張ってくださいましたものですから、12月分1%計上して2,963万7,000円というふうなことで計上させていただきました。

それから、次にたばこ税でございますが、これは国から各団体からくる関係で3,786万1,000円増にしてございますし、一番ここで入湯税の関係の現年度分453万4,000円の減ということでございますが、これはやはり7月の台風及び10月の中越地震等の観光客の減ということで、3万人の減によるものが大きく影響した形で453万4,000円を減いたしたいということで、市税の関係については以上の内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

歳入全般につきまして減額が多いということでございますが、16年度の予算につきましては当初のときから申し上げておりますが、旧団体での持ち寄り予算であるということで、それぞれの団体において過大見積もりでありました。そうしたことから、今回事業費の確定等によって精査をさせてもらって減額させてもらうものです。よろしく願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 植野水道課長。

○水道課長（植野研一君） 65ページの繰出金の関係でございますが、1億3,435万3,000円が減額になったのはどういう理由かということでございますが、まず赤泊の関係でございますが、赤泊の簡易水道でございますけれども、辺地債から簡水債に振りかえたということで、辺地債分が1,080万円が減になったということでございますし、残りは両津、小木関係の事業費が減になったと、こういうことで年度末に調整したものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

67ページの病院費の19節であります。3,821万2,000円の減額の内容ですが、これにつきましては病院が裕福で減額したわけではありませんが、ルールといいますか、実績に応じて予算を精査の上、一般会計の病院への支出を減額したわけでありまして、中身といたしましては、共済費の負担金追加費用の分、基礎年金の拠出金の分、救急医療対策としまして実績に応じて精算したものであります。内訳としましては、両津病院、すこやか両津も含めまして1,608万3,000円の減額、相川病院につきましては2,212万9,000円の減額であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

農林水産課関係は、総額で8億3,135万減額になっておりますが、先ほど猪股議員の言われたことにも関連しますが、当初予算が昨年の11月に各支所単位で上がっております。その関係で概算で上げて、内示をもらっていないのも一緒に上げてある関係もありますし、採択にならない部分も一部その時点では予算計上させてもらっております。それと、総額の中で一番大きなのが加茂湖の埋め立て事業ができなくなりました。その分がこの8億の中の3億2,000万含まれておりますし、漁港関係につきましてもかなりの部分減額、当初の内示段階の前に概算で組んでおりました関係で内示の時点で減額になったので、今回落とさせていただいた額が総額で総体的に8億3,000万余りになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 財政課長に1点だけ聞いておきます。

国税が大幅アップをしたために、申しわけないから地方へ1兆1,700億程度やりますよと、本年度のうちには700億は措置しますと。その金額はここの中に入っておるのか、分配率は間違いなかったか、これをお答え願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

今ほど議員言われた部分につきましては、本年度普通交付税等の交付税の中の資源として算入されております。交付税につきましては、本来ですと国の5税のトータル的なものと実際算定した数値とに格差があります。それは調整率という形で調整して交付するわけですが、その調整率を今回の国の増額分で戻してもらおうということでありまして、交付税が当初決定額よりも増額になっております。そういう形で入っております。

○54番（竹内道廣君） 幾ら。

○財政課長（浅井賀康君） 最終的な決定額では189億7,483万4,000円ということで、約4,500万程度が増額になっております。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑がありませんので、議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許し

ます。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これはどういうふうに理解すればいいのか教えてもらいたいのですが、17ページの基金積立金、三角の2億5,800万、この分が減るということはどこかに必要があって減るのか、当初これだけ見積もっていたわけですが、いろんな裏事情もあるかと思いますが、わかりやすく説明していただけますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

17ページの方の給付準備基金の積立金の減ということでございます。これは実は前回の厚生委員会でご指摘を受けました。そういうことで、実は給付費積立金を減にいたしまして、予備費の方に計上させていただいたという内容でございます。そういう内容ですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 一つだけ聞いておきます。

4ページで聞くよ。これは猪股君が今質問したことと同じことです。つまり課長もっと歯切れよく言うたらいと思うのです。さきの議会で厚生常任委員会が、この基金を積んだら予算修正をするぞと、こういう話になったのだ。そうしたら、この最終補正、つまり16年度の補正でこれは基金に積みませんと、不用額にして来年に送ります、こういうことです。これ間違いないですね、この後との関連があるので。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第55号の質疑を終結いたします。

議案第56号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終結いたします。

議案第57号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終結いたします。

議案第59号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終結いたします。

議案第60号 平成16年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終結いたします。

議案第61号 平成16年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終結いたします。

議案第63号 平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終結いたします。

議案第64号 平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終結いたします。

議案第65号 平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終結いたします。

議案第66号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終結いたします。

議案第67号 平成16年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第67号の質疑を終結いたします。

議案第68号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案第69号から議案第84号までは平成17年度当初予算となります。一般会計予算については歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行います。その他の特別会計予算等については、歳入歳出一括で質疑を行います。

それでは、議案第69号 平成17年度佐渡市一般会計予算の歳入についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっと効率的にやりますからね。まず、9ページで総括的に質問をしながら、逐次、ページに移っていくことにしたいと思います。

これは、債務負担行為でございます。債務負担行為のうち、佐渡市環境基本計画策定業務委託料というのが、平成18年に向けてですね、2,000万ちょっとを限度にしてやると、こういうことですね。恐らく今議会において、環境基本条例が議決されるんだらうと思いますけれども。それが議決されるとですね。2,000万という大きな金をかけて、今度、基本計画というのをつくっていくわけですね。で、これは、いつごろ、どういう規模のところへ、つまり、恐らく業者委託だと思えますが、その業者委託をする前の段階ですね。それは、どういう作業をしてこれをやるのかということが一点。

次にね、その下の三つが、これが、問題の国営かんばいという代物なんですね。そこでお聞きします。

まず、国営かんばいにかかわる償還開始から終わるまで、これは金額の規定がありませんから、これは全部債務負担行為として負担をするというのでございましょう。次の真ん中の施設の維持管理を徴収される期間というところでは、維持管理費の70%とすると、こうなっていますから、30%はどなたかが負担をして市が70%の債務を負担しましょうと、こういうことですね。下も同じこととございますね。そこで、この国営かんばいのことでお聞きしたいのですが、どうにもこうにもならぬようになって、佐渡市がこの国営かんばい並びに県営総合、これを含めて佐渡市が持とうと、こういうことだと思っております。そうなると、これも莫大な金なのです。私がここで聞きたいのは、金額表示がないから聞きたい。ある人に言わせると、佐渡市が今の計画の下水道計画を進める、この国営かんばいを進めると、これの借金なしで再建団体に落ちるといっても想定されるのですよというぐらいこれは金食い虫なのです。そこで、皆さん方はこの国営かんばいの債務負担行為の総額というのはどのくらいになるのか、借金返済総額のことをいうのですよ。それをまず聞きたい。

議長、歳入一括ですから、一括でやらなければですね。

○議長（浜口鶴蔵君） お願いいたします。

○58番（加賀博昭君） それでは、次に11ページ、ここの2の地方譲与税というところで1億1,300という数字が前年比これだけふえていますよということになっています。それから、10の地方交付税というところへいきますと、これが12億4,400対前年比ふえていますよと、こういう。ところが、14の国庫支出金のところへいくと4億8,000万余これは三角でございますよと、こういうのです。それから、したがってもう一つは18の繰入金、これはわかりやすく言えば基金を取り崩して繰り入れると言われる。それは入らないよということなのです。13億8,400入れませんよと、こういうことなのです。私は、ここで総括的にま

ず聞くのですが、これは恐らく小泉内閣が今進めておるあの三位一体のにせ改革のはしりがここへ出てきておるのだと思います。そこで、まず基本的にはそうでしょうと、こう聞くのです。地方譲与税、それから地方交付税、これはくれますよという方の金なのです。よこしますよという方の金なのです。しかし、これ二つ足してもその倍もする国庫支出金、つまり国の補助金は倍以上切りますぞというのがこの総括表から読み取れる。

さて、そこで14ページへいきたい。14ページの2項2目へいきますと、地方譲与税の先ほど総括で言うたのが出てまいります。それから、次に16ページへいっていただくと、ここへいくと今度は地方交付税が出てまいります。それから、6の地方消費税交付金、これも5,480万ぐらいふえています。まず、こう見ていっていただいて、次に18ページへいってもらいます。18ページへいきますと、今度は2目の民生費なんていうのは2,318万減っておるわけでしょう。それから、使用料へいっても1,500、次の衛生費へいっても113万5,000円切られておる。このことから、私が先ほど冒頭申し上げました小泉内閣の三位一体の行政改革の中で、やはり終局的には地方は大変な目に遭うことになるではないかというふうに読み取れる。ただ、私どもは合併をした関係で多少ほかのところよりはいいのかなということも読み取れます。しかし、先ほど私が申し上げましたように地方譲与税、交付税というものはどっちかという交付税に似たようなものなのです。ところが、国庫補助金はばっさり切られておる。しかも、倍以上切られておる。このところから地方財政は大変なことになっておりますぞということが読み取れる。そう読んでいいのかどうか、おまえの読み方は間違いなのかということのかどうか。

ただ、これは2回目以降に18ページの総務費負担金というのはちょっとだけふえておりますが、これは後で恐らく出てくるからそのときにやろうと思いますが、次に20ページへいっていただいて商工使用料が若干ふえておる。これは一体何がふえたのか。7目の土木使用料は逆に減っておる。教育使用料に至っては1,964万9,000円減ってきた。一体これは、今私が総括的に言った三位一体の財政との絡み、国庫補助金の削減などとの相関関係でこれはどういう意味を持っておるのか。ここでは具体的な事業として言わなければならぬです、教育の問題ですから、学校の問題ですから、そこで22ページへ行ってほしい。ここへいくと、国庫支出金が4億8,000万ばっさり切られておる。出てきておりますね。そして、24ページへいきますと国庫支出金の中の国庫補助金が3億6,334万ぶった切られておる。そうですね。その前に、国庫補助金の下に総務費国庫補助金というのがあって、これも2億3,768万2,000円、上の頭でいえば3億6,300等の中にこれが入ってくるわけですが、ただ右側の方を見ると合併市町村補助金というのがあるでしょう。4億のしておる。これだけのしても、なおかつ3億6,334万という国の補助金が切られておる。ちなみに、ちょっと説明しますと、この総務管理費の補助金、つまりこの4億というやつはあの国が出すという3年間で9億円出すというお金の私はこれは4億円だと思えます。しかも、この4億円をここで使ってしまうとあの9億円とというのはほとんど残らなくなってしまっておるのではないかと、こう思います。これもあわせて説明してほしいのです。つまり国は若干交付税とか譲与税で金はよこすけれども、反面国庫補助金をぶった切り、そして合併したら9億円3年間でやるよというたお金をぶち込んでも、なおかつ我々が潤うなという感じを受けない予算になっておると、こういうふうには私は指摘してまいりたいわけです。

そこで、26ページへいきます。26ページへいくと、今度は大事な、あなたたちことしの予算では消防の分遣所とかそういうのをやると言うて頑張っておりますが、ここでは今度は消防の国庫補助金が3,811万

1,000円切られておるでしょう、対前年比で。そして、その下の県支出金は何と9億4,735万6,000円、これが対前年三角と、こういうふうになっておるのです。それは、28ページへいきますと今度具体的に民生費の県補助金というような形で7,497万4,000円これが切られておると、こういうことになってあらわれていきますね。そして、30ページへいきますと、今度はこれは県の補助金ですけども、衛生費の関係が2,650万2,000円、農林水産県の補助金が7億9,228万8,000円対前年比減らされておる。そして、32ページ、ここへきますと県の商工関係の補助金が5,719万9,000円削られておる。ここでまた教育費の県補助金が3,851万6,000円切られておる。そして、先ほどもちょっと言いかけたあの総務費委託金はここへ来て1億3,073万、これだけが切られておる。

こうやって見てくると、私が冒頭に申し上げたことが今度は具体的な形でこうやって各款別にあらわれてきておる、こういうふうには私は今度の予算を一言で分析を試みたわけであるが、これについてひとつ見解を伺いたいし、今例えば衛生費だとか、それから民生費だとかというところの削減についても触れておるわけですから、それぞれの担当課長はここで何が減ったのかということもあわせてご説明を願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

初めに、環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

債務負担行為の環境基本計画等策定業務委託料、18年度2,030万でございます。この委託業務につきましては、17年度、18年度2カ年にわたるものでございまして、全体経費を2,900万で見積もっておるところでございます。

○58番（加賀博昭君） 聞こえないのですけれども、全然聞こえない。

○環境保健課長（仲川正昭君） 環境基本計画等の策定業務委託につきましては、平成17、18年の2カ年を予定しておるところでございます。全体経費としましては、2,900万と見積もっておるところでございます。17年度に30%、18年度に70%ということで2,030万円を計上させていただいております。これにつきましては、予算、条例等本議会におきましてご承認いただいた後、仕様書に従いまして業者の選定作業等に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 債務負担行為について、農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

債務負担行為につきましては、国営、県営事業につきましては昨年の6月の議会で負担率については決めていただいたわけですが、今回は以前の名前でいきますと団体営事業になりますが、基盤整備事業のパイプラインの分と、今度の計画変更の中でパイプラインから行かない部分の、名前としましては分散水源と呼ばせてもらっておりますが、その部分が一番下に書いてございます事業でございますが、計画区域のうち計画変更により除外となる区域の用水改良事業、この分についても地元負担なしでお願いしたいということでございます。それと、国営関連の債務負担行為の中の真ん中にごございます維持管理費の70%を市で負担しまして、残り30%は受益者、農家の方に負担していただくということでございますが、ちなみに今現在計画変更の中で国営事業が740億で計算されております。その計算でいきますと国営事業の分の市の持ち分が28億7,000万になります。これは、平成25年から市で返還していかなければならぬわけですが、2年間は利子分だけで、その後15年間元利平等で払っていく格好になります。そうします

と、利息だけで17年間で今の5%で計算しておりますが、15億6,400万になります。そうしますと、今計画されております事業全体で利息も含めまして約70億の費用がかかります。市のこれは負担分でございます。これには維持管理費は含まれておりません。維持管理は、25年に外山ダムも完了しまして、すべて完了して維持管理をしますと、約今の計算でいきますと8,200万かかることになっております。その中で、ダムに係る分については国、県でも一部補助していただけます。その関係でいきますと、市の負担分が年間で約3,000万必要になってきます。それが国営関連の分でございますが、これ一気に払うわけではございませんし、県営事業につきましては各年度ごと、5億なら5億に対しまして20%、あるいは15%という負担金で払っていきますので、一度にすべての金額を払うというわけではございません。

それで、今ちょっと試算してみますと、18年度から一部供用開始になります。18、19、20年ぐらいが今までに県営事業をいろいろやっております。中山間事業もやっておりますし、県営のダムの分も償還金を、佐和田のダム、新穂ダム、あるいは金井のダムにつきましても償還金をすべて旧市町村で負担しております。その分も含めると、平成20年ころが今現在負担金を払っているものを全部足しますと農林水産課関係で約10億になります。それが五、六年で県営事業、基盤整備今現在やっているわけでございますが、五、六年たてばある程度めどが立ちます。そうしますと、その後からはずっと負担金が減ってきますので、市で負担する分が年間で先ほど言いました10億の半分ぐらいでずっといきますので、今現在も7億から8億の負担金を払っております。市で持っている分が農林水産関係の基盤整備、あるいはダムの関係すべて足しますとそれだけ払っておりますので、加賀議員の言われましたように農林水産課関係だけを見て市がパンクするということは、今の現段階では考えられません。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、三位一体改革であります。三位一体改革による影響というのは、議員ご指摘のように所得譲与税の中に出てきております。ただ、国、県の支出金の中ではそんなに影響は出てきておりません。金額で申し上げますと、国庫支出金の中では約3,800万円が一般財源化されておる部分に相当いたしますし、それから県支出金の中では約6,900万円が一般財源化されておるということでありまして、これにつきましては、15ページの所得譲与税の中で補てんされておるということでございます。所得譲与税につきましては、原則的には国全体で1兆1,159億円だったと思うのですが、その額のうち5分の3が県配分でありまして、5分の2が市町村配分になります。そういうことで、16年度、17年度に譲与される分として積算すると、市町村としては前年度の約2倍ぐらいの額が交付されるだろうということで試算をしております。その試算が今回1億1,140万の増という形で、予算総額といたしまして2億2,000万計上をいたしております。

それから、地方消費税交付金であります。これにつきましては、地方消費税の額の2分の1が市町村に交付されるわけでありまして、これも人口、あるいは就業者数によって交付されるものでありまして、今年度の実績等を見て積算をした結果、約5,500万の増が見込めるということであります。

また、地方交付税につきましては、これも平成16年度の普通交付税の見方がかたかったと。というのは、国の地方財政計画等においては、地方交付税とそれから臨時財政対策債合わせまして12%の減額になるということで、その結果交付税も相当減額になるだろうということから、過大見積りにならないようにかたく

見積もった結果、実質的には対前年比微増であったということであります。その結果、17年度においては地方交付税と臨時財政対策債を合わせまして約、先ほど市長のお話の中にもありましたが、4.6%、5%か6%ぐらいの減額になるということであります。ただ、これは国の方では税の増収があるということで一般財源としては微増であるという試算の根拠の中で考えております。ただ、佐渡の場合は税収は余り伸びてこないだろうと。そうすると、普通交付税においても大体前年度並みには交付をしてもらえらるだろうというのが前段にあります。また、特に合併に伴う合併補正等もありますので、そうした点を考慮いたしまして、今回前年度よりも約7億円程度の、決定額よりは減額ではありますが、かたく見積もった状況であります。

それから、もう一点の特別交付税につきましては、これも平成16年度においては、15年度の決定額が全国でも上位であったというようなことから、金額で24億5,600万計上したわけでありましたが、これも今後の利用財源も考えましてかたく見積もりまして21億5,000万の計上をいたしたということであります。

それから、25ページの国庫補助金の中の総務費の国庫補助金であります。減額で2億3,768万2,000円ほどとなっております。これの大きな要因といたしましては、地域イントラネットの基盤整備事業、これが16年度はありました。この金額が3億8,768万2,000円これはそっくり減額になっておりますし、逆に市町村の補助金、これは議員お話しのように3年間で9億円をもらえる分ではありますが、これは16年度3億円計上してはいましたが、17年度最終年度であるということから残額の見込みであります4億円を計上したということであります。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 私の方から社会福祉課の所管の関係の歳入について説明申し上げます。

まず最初に、三位一体の改革の影響額ということではありますが、社会福祉課の所管の部分としましてはほとんどが15年度、16年度にわたっての影響額がございまして、保育所の措置費、いわゆる運営費を中心にしまして5億3,400万ばかり16年度で影響を受けておりますが、17年度では今のところ目立ったものはございません。生活保護、それから児童手当等が先送りになったということであります。それから、逆に県の補助金の関係で幾つかの高齢者福祉サービスの部分で県の補助金が打ち切られたと、約1,300万ぐらいございまして、こういったものが若干影響されておるという状況であります。

それでは、ページを追って説明いたしますが、18ページ、19ページで民生費の負担金が2,300万ばかり少なくなっておるというご指摘がございましたが、右側の方の説明を見ていただくとおわかりのように、老人福祉費の負担金は老人ホームの措置費の部分でありまして、待鶴荘の100名分、それから本土の胎内やすらぎの家へ従前は平成16年度まで佐渡市の方4名が入所されておりましたが、昨年度中2名が亡くなったということで、その部分が少なくなっております。それから、保育所の保育料の関係で若干約2,000万ばかり少なくなっておりますが、児童数の減少によるものであります。それから、その下の民生使用料で1,590万ばかりふえております。これにつきましては、社会福祉施設の使用料、それからふえる要因としましては、2の老人福祉使用料の中でデイサービスの関係でそれぞれ現場で頑張っておりまして、その部分の利用料の増、それから両津の鷺崎のデイサービスセンターが今度新しく開設される、そういったものの影響であります。

次に、22ページ、23ページで民生費の国庫負担金ではありますが、右側の方で社会福祉費の負担金が前年

度が4億8,513万3,000円でありました。1億3,000万ばかり減額になっておりますが、ほとんどが小木の保育所の補助金の分というふうにとらえていただきたいと思います。その下の老人福祉費につきまして、そんなに変わっておりません。それから、児童福祉費の方につきましては昨年度3億6,200万ばかりありましたので、相当太っておりますが、17年度におきまして畑野と北新保の保育所を大規模改修やりたいということで、その辺の補助金の関係であります。

それから、24ページ、25ページの一番上の生活保護費負担金であります。これは昨年当初と比較しましてちょうど2,000万ばかり増額になっております。それから、中ほどの民生費国庫補助金であります。社会福祉費補助金としまして昨年度が3,025万6,000円でありましたが、3,900万ばかり太っておりますが、こちらについては17年度金井地区に障害者のデイサービスセンター、それからグループホームを立ち上げる、その関係の補助金、それから相川地区で精神障害者、それから知的障害者の施設整備の補助金、こんな関係で3,900万ばかり増額となっております。

次に、26、27ページであります。県の負担金の関係であります。これは3節の児童福祉費負担金の部分で、先ほど畑野と北新保の保育所の屋根改修の県の負担分の増額であります。

それから、28、29ページで民生費の県の補助金であります。これは、1節の社会福祉費補助金につきましては昨年度が8,699万9,000円ですので、相当ふえておりますが、先ほどの障害者のいわゆる支援費の関係で相当伸びております。それから、その下の老人福祉費補助金であります。これが全体で9,800万ばかり減額になっております。昨年対比。この部分につきましては、先ほどちょっと申し上げました新潟県の補助事業が打ち切られたという部分の影響額が1,285万4,000円、その残りにつきましては16年度の当初予算の編成時に旧団体でいろいろ高齢者の福祉サービス等を推計で人数等をカウントしておりました。今ここへ来て、ほぼ確定に近いもので落とさせていただいております。

そんな状況であります。よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

歳入予算の24ページでございます。24ページの衛生費国庫負担金の206万5,000円につきましては、老人保健に係ります健康診査等の経費でございます。これにつきましては、補助対象経費が確定しておりませんので、手がたく見積もったということで206万5,000円の減となっております。それから、衛生費国庫補助金の1,090万1,000円につきましては、合併処理浄化槽への補助金でございます。これは事業量の減によるものでございます。

それから、28ページの県支出金の負担金でございます。206万5,000円につきましては、先ほどの国庫負担金と同様の理由でございます。

それから、30ページの衛生費県補助金でございます。2,650万2,000円の減でございます。これにつきましては、16年度まで病院群輪番制休日診療でございます。医療課の方で担当しておりますが、この分が一般財源化されたことによるものと、2節の清掃費補助金の合併処理浄化槽の補助金、これが事業量の減によるもの等でございます。

以上が主な理由でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、観光商工課長。

〔「さっとやればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（斎藤 正君） では、簡単にやります。

32ページの商工費県補助金5,700万余りが減額になりましたことにつきましては、昨年緊急地域雇用創出特別基金事業補助金というものが、森林組合等の関係で松枯れ等の伐採とかいうようなものがございまして、それが5,300万余りありまして、それが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

使用料につきましては、学校教育課関係はほとんど変わりがないと思います。

それから、24ページの国庫負担金、補助金ですが、国庫負担金で6,800万、国庫補助金で2,970万ほどの減額になっておりますが、こちらは学校の校舎の改築工事が今年度赤泊小学校が建設がございまして、それが完了するものですから、来年度また別の事業も計画しておりますが、その差額等で減額になっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、消防費について消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、お答えをいたします。

先ほどの16年度補正予算（第7号）をごらんいただきたいのですけれども、18ページに7,047万5,000円の補正をさせていただいております。これは、中越地震の関係で17年度事業を16年に前倒ししていただきました。そういう関係でございまして、すべて17年度に計画しておる事業は16年に前倒しということでございます。

---

#### 会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中でありますが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議長、まだ答弁漏れあるけれども、大した問題はないからいいや。

そこで、まず農水課長、あなた国営かんばい甘く見てはいかぬですよ。ここに私が平成3年に出した……あなた欲しければ、もうこれ1枚しかないから上げるわけにはいかぬけれども、国営かんばいの事業についてというこの汎用耕地化という大きなを出している。やっぱり国営かんばいの参考になるのは福島県の母畑なのです。母畑ではどういうことが起こったかという、せがれが旅から帰ってきた。そうしたら、おまえおやじの財産を相続するならこの国営かんばいの金を負担せよということで、ついに相続放棄をせざるを得ない。母畑へ行ってみてください。あそこの町長が理事などやっておるものだから、役場が建たないでプレハブでおるといことなのです。ところが、福島まで行かぬでもここに下田村の例がある。下田村は10年間で事業費が倍になって、10アール当たり3万円の農民負担が6万円になったと。そこで、農水課長に聞きたい。あなたは一体、この事業終了と同時にこれだけの金額で済むと思ったら大間違いな

のです。この事業費は上がるのです。それはどういうふうに試算していますか。

それから、あとは今度財政の方へいきますが、時間の関係上省きますけれども、省けぬことが一つある。それでは、財政課長、50ページの臨時財政対策債が何と2億2,000万来ないでしょう。交付税とセットのものなのです、これは。あなた交付税来た来た喜んでるか知らぬけれども、去年まで来ておった臨時財政対策債2億2,000ですよ。半端な金ではないのです。それが今回予算措置できないではないですか。これ一つ見ても、いかに今度の財政が厳しいかと。厳しいからというて怒っているのではないのだよ。心して取り組まないとえらいことになるぞということを申し上げている。では、この臨時財政対策債が2億2,000万も減ったやつは、そんなものはへのかっぱだと思っておるのかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

先ほど言われましたように甘く見てはいけないと言われましたが、決して甘く見ているわけではございません。この後県営事業、基盤整備事業、佐渡島内今現在50%ぐらいなのですが、あと五、六年後には県営事業の市の負担金がほとんど要らなくなります。その観点からいきますと、あと当然今言いました負担金が市の負担がかかるわけでございますが、そのころになりますと県営事業がなくなりますので、そうなれば十分負担にたえられるということでお話ししたわけでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員ご指摘のように臨時財政対策債につきましては、前年度よりも2億2,000万減額になっております。これは、財政の一般財源的に見ますと大変厳しいということで、今後16年度ベースでさらに減額になるということですから、この点については財政運営上私も肝に銘じて運営には当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 時間を節約する意味で簡単にしておくが、農水課長、私は今までの事業との相殺を言うておるのではないのです。あなたが農民にどんな説明しているか知らぬよ。しかし、少なくとも市の負担する70億というのは、こんなものではとてもではないが済まないのだということを……大体ほかの事業だって考えてみればわかるでしょう。スタートしたときにこれだけのお金でやれますという……両津へ行ってください。あの海でやっておる仕事を、海水浴場みたいなのをつくっておる。60億かそこらで今100億超えておるでしょう。あれと同じ現象がこの事業にも起こるのだということを心してそして農民に説明しないと、あなたの話聞いておると、その後の経費がなくなるのだからすいすいだなんて、こう言うておるけれども、あなたたちが大変だと思ってくるその大変だというのは、その後あなたたちは農民から反対食らって、仕方がないから市がほとんどの負担金を持つようにしたからこうなったけれども、しかしこれには基盤整備というものもついて回る。基盤整備をした田んぼを減反せんならぬというばかばかしいことも依然として続く。その中で、農民の負担もゼロではないのだと、30%の負担は金額にすれば60%にふえていくのだということをしっかりと肝に銘じてこの事業は考えなければならぬのだよということです。



それから、財政課長、臨時財政対策債の実態を見てまいると、なかなか大変だなということを申しあげますね。これから債務負担行為の上の方にあります例の環境基本条例に基づく基本計画、ここでは2,030万になっておるのがもう今の課長の説明だけでも2,900万にはね上がっている。そういうもろもろのものを見ながらこれから合併特例、つまり新市建設計画の建設事業というのもほとんど手がついていない。そういうものはいや応なしにやらされる、やらなければならない、こういう課題が迫ってくるのだから、この17年度の予算を起点として真剣になって取り組んでほしい。

要らぬことをつけ加えるけれども、今度の決算のようなざまでは、とてもではないが私は安心することができないということを申しあげて、財政課長、一言言うことあるかね。おまえはそう言うけれども、大丈夫だというのか、おまえの言うとおりでというのか、さっきの答弁とおりでというなら答弁は要らぬけれども、しっかりふんどしを締めてやってくださいよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 関連で聞きますが、9ページの債務負担行為の件ですけれども、今のお二人の議論を聞いて抜けている面が一つぐらいあるのではないかと。まず、予算の分母が違って来るから、水産課長は五、六年たつと5億だから大したことないと言うけれども、分母が違ってくれば今の中の10億になることだって可能性がある。このことを十分考える必要があるのではないかとということが1点。

もう一点は、これ市長の姿勢にも問題がある。先ほどあなたにも質問した木の関係のところ補助金残の5分の4以内という、あれは受益者負担をとという哲学があってそうさせるようになったのだと思うけれども、これについては受益者負担ゼロですよと、そういうふうな発想で、あの条例とは逆の方向へ行っているのではないかと。

それからもう一つ、これは後でいいですが、ここにすぐ出ないと思うのですけれども、先ほど同僚議員からの指摘が正しいかどうかは、小倉ダムの当初計画の予算、そして今完成した段階での事業費というものを比較すれば、おのずと当初計画どおりいくのかいかないのか出てくるのではないかと私は思うのだけれども、後で資料としてそれを提出してもらいたいと思います。

それから、もう一つ、49ページのこの市債なのですが、合併特例債が5億3,800万減っている。先ほど補正予算でも市債の減少が8億5,000万ぐらいですか、ちょっと今数字はこっちにあるんですが、今見ていないのですけれども、減っているということは、これは基本的に合併協議で行われた合併特例債事業を大きくカーブを切らざるを得なくなったという理解に立てばいいのかなのか、その1点聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、合併特例債が大きく減少した一つの要因といたしましては、イントラネットの整備事業を合併特例債で見えておりました。それがまず17年度はなくなったということと、もう一点は建設計画等の見直しを現在行っております。そうした形の中で、事業費が減額になっておることがこの原因の大きな要素になっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

先ほどの小倉ダムの当初予算と現予算については、後で資料を提出させていただきますし、先ほど言われましたように平成30年以降になると4億ないし5億ぐらいの金額が分母がということを言われました。その辺は十分考慮はしていかなければならぬと思っておりますし、この後当然事業もできるだけ経費のからぬような方法に持っていかねばならぬと思っておりますので、十分心して工事を行ってもらうようにしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これで歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議会費についての質疑を終結いたします。

第2款総務費についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 総務費ということでもないので、予算執行全体にかかわることでお聞きしたいのですが、助役にお伺いいたします。

市長の施策を498億円ということで予算化をされたわけですが、先ほどの施政方針の中にも重点的な施策については企画情報課を始め観光商工課、いろいろの課で長部局あるいは教育委員会事務局で課の中に室を大分設けております。この室が将来組織の肥大化につながらないか、ちょっと懸念があるのですが、そのあたりについてこの後の見通し等についてお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

市長が先ほど施政方針でご説明申し上げた中に、今般の当初予算にもあらわれておりますようにこれから施策を打って出るにつかまして、それを具現化をする、迅速に対応するという意味で今その室なりを対応しているわけでございまして、これは当然まだこれからご審議いただいて許されるならば、17年度の展開を見ながらその先々を考えていくわけでございまして、ただいま今すぐにその先の考え方を持ってこれをどうしようというふうなものは持ち合わせておりません。何はともあれとにかく今市政の迅速な対応に差し迫っている部分について、その対応するためというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 細かくお願いします。

65ページです。2款1項6目の13節新エネルギービジョン策定委員会800万、これは今年度どういう方向性で考えていくのかということと、6目の19節の負担金のところで生活交通対策費2億円、これを支出する上で具体的な代替策とか、そういうものを考えた上での支出なのかということと、あと同じところの

空き家対策の16万円、これは具体的にどういう形のを構築していくのか。

あとは、67ページの1項7目13節サーバー機器保守委託料1,500万、この金額というのは人件費2人分くらいに値する額なのですけれども、これを委託で出す、その他IT関連の庁舎内の仕事であると思うのですけれども、この辺を委託で出すよりは専門の職員を雇って人件費とした方が効率がよくなるのではないか、その点に対してどう思われますか。

あと、71ページです。2款1項9目の1節報酬で情報政策検討委員会16万1,000円の少額ですけれども、この辺はどういうことについて話し合われていくのか、その方向性について教えてください。

あと、77ページ、11目の19節地域活性化事業補助金の3,000万ですか、これについての使途を教えてください。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、65ページの新エネルギービジョン策定委託料であります。この委託料につきましては今化石燃料に頼っておるという現状から脱却するために、MOX、バイオマス、あるいは水力等自然エネルギーを使ったもののエネルギーを供給ができないかということで委託をお願いするものであります。この関係につきましては、全額NEDOという機関、外郭団体の方から補助を受けまして単年度で策定をするという考え方を持っております。

それから、続きまして67ページの負担金補助及び交付金の中段に当たりますが、生活交通確保対策運行費等補助金2億余りであります。これにつきましては島内の公共交通13路線に対する今現在での見込みを含め見込んだ補助金の額であります。事業年度が16年の10月1日から17年の9月30日までの事業年度に係る補助金であります。

それから、同じ項目の下から2行目ですが、空き家対策の現地視察旅費補助金16万円ですが、額は少額でありますということでありますが、この関係につきましては旧両津市が行っておりました、空き家があった場合現地へ見に来られる方に対して2万円を限度に補助をしていこうということで、今現在8人を見込んでおるということであります。

それから、続きましてサーバーの機器の保守委託料1,544万6,000円ですが、これにつきましては今職員で対応するということまで体制ができ上がっていないということでありますので、前年に倣って委託をしていきたいということであります。

それから、続きまして71ページの情報政策の検討委員の報酬でございます。この関係につきましては、平成17年度から新規に発足をさせたいと考えておるわけですが、現在情報政策の分野からいけば、情報伝達の手段が合併前それぞれ告知手段がいろいろあったわけでありまして、オフトークなり農集電話等いろいろあったわけでありまして、これらについての方策を統一ができるかどうかということについて検討していきたいということで、委員10名の年間3回程度開催できるように委員会を発足させたいということで考えております。

それから、77ページの下から2行目の地域活性化事業補助金ですが、3,000万。これについまし

ては、合併特例債を使った基金を充当していきたいということで、ここの使い方につきましてはイベントなり、あるいは人材育成等に使えるようにしたいということで、今具体的にどの事業に幾らということについては考えておりません。それぞれこの後予算成立後、市民の方々にPRをしながらその申請を待つということで考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 総務課長、基本的な考え方を聞いておきます。57ページに臨時職の退職手当負担金とか共済とかいろいろあります。私は、普通臨時職員というと11カ月だし、こういうものがあるのかないのかわかりませんが、これは事実上の正職員に類するものだとすると、十数名おられるということですが、303ページの一般職の総括というところに本年度1,361人と、こうなっておりますが、私はこの方たちがいいとか悪いとかやめろとか、そういうのではなくて、正確に市民に知らせるためには、11カ月の職員は市でいうと何ですか、県でいうと22条ですかの職員とこの職員のあれは違うのだろうと私は思うのですが、今後これを続けていくなら、この303ページに何らかの形で載せるべきだろうと私は思いますが、今後の方針があれば教えていただきたいし、これが私が言う意味の臨時の職員なのかどうかということ。

それから、67ページ、これいつかも私質疑で申し上げましたが、おのずとなくなるだろう補助金負担金も多少あるかと思いますが、これの見直しというものはやる必要があるのかないのか。

それから、81ページ、これだけは私承知ならないと思っておるのですが、負担金補助金で上越小木友好何とか交流事業補助金、関東羽茂会補助金、首都圏佐和田会補助金、関東松ヶ崎会補助金、こういうのと言えば恐らく相川にも両津にも金井にもあると思うのですが、何でこの三つだけに補助金を出してほかのこういうのには出していないのか。この理由は……公平にやっぱりしてやらなければいかぬと思うのだけれども、私これもこの前いつか質疑した。まだ同じことをやっておる。これだけは私承知ならないと思う。ほかの旧町村の者は怒りますよ、これ。だから、やってあげてもいいけれども、それならほかの旧町村の同じようなのがたくさんあると思うのだけれども、やってあげるべきではないかと、こう思うのですが、この3点だけ。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

親松総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えいたします。

57ページの共済費の中の臨時職共済組合負担金、あるいは追加費用というような、そういう臨時職員に対する考えはどうかということですが。市にはいわゆる常勤的職員、臨時職員、12カ月雇用で通常常勤職員と同じ勤務形態をされている臨時の方、それから今ほど猪股議員おっしゃった11カ月雇用の方、それからパート、6時間未満でという、そういう3種類の臨時の方がおられます。ここに掲載されている共済等のものについては、常勤的いわゆる非常勤職員ということで、臨時職員ではありますが、一般職と同じ条件で雇用されている方という方に対して共済組合に入っていたり、退職金を支給していたりすると、そういうことでございます。

それでは、最後の303ページの1,361人に入っているのかどうかということですが、この給与費明細書につきましては所定の様式ということで定められておまして、この様式の中には先ほどの臨時職員の方は

入らないということで入れてありませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、67ページの負担金補助及び交付金の関係であります。整理をするようにということでございます。補助金等につきましては、減額をする方向で検討をさせていただいております。この中でも、幾つか運営についての経常的なものにつきましては減額ということで、査定の上減額して計上しておるといものが幾つかございます。今後もそれらについては整理をしていきたいというふうに考えます。

それからもう一つ、81ページの関係であります。これはまさに議員のご指摘のとおりでございます。全体に公平にということで、それは当然考えてございます。たまたま運営の形が首都圏の方におきましてこういう形で補助金を支出してもらいたいということで支出をしておる団体が今三つではございますが、その他の団体につきましては、例えば委託料の中にもありますように交流関係の委託料、芸能団体の委託料、あるいは物品販売の委託料という形で支援をしております。委員のご指摘はごもっともでございます。私ども行事の内容につきましては今点検をして同一の形で同じ考え方で支出をできるように検討してまいっておるものであります。この補助金の関係につきましても、違う形に統一をしていきたいということで今検討しておる最中でありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 先ほど臼杵さんでしたか、質問ありましたが、助役、人件費のスリム化ということで私一般質問で通告をしておりますが、先ほどの話の中に498億この17年度予算の中のおおむね一般職は100億近いこれは人件費ですね。この方々が言うならやたらに首も切れぬし、すみ分けをやって風通しをよくして効率を上げたいというようなことから、いろんな意味でサービスということで室を設けるということ、より専門的ということを含めておっしゃってございましたが、このことは臼杵さんのときには将来ボリュームが上がって困ることのないかということに対して、さほど深刻なお答えがなかったようですけども、私はこのことは室をつくる限りは室長というのを置くのではないですか。これ「わたり」になりませんか。「わたり」になると、そういったことが非常に財源に今後ずっと影響していくことになるのですが、単なる飾りだけの室長ですか、実費を伴った室長ということになりますか。これ、18年になると室長ということで辞令交付すれば、当然その部分の人件費の予算、ボリュームはふえてきます。そういったことを含めてそういうお考えをお持ちになって整理して室を設けるのか。大いにサービスはしてやっていただきたい。サービスは高く、出る金は低くということでお伺いしておるのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

ただいまご指摘のこのいわゆる室の設置が将来の人件費増につながる、あるいは「わたり」につながるというご指摘でございます。まず、この対応につきましては基本的にそれぞれ迅速なる要請課題への対応ということで、これはまずご理解をいただきたいと存じます。

それから、いわゆる職員費の増嵩との兼ね合いでございますけれども、これは今大きな意味で合併時からいろいろと議論がありまして、当然退職時不補充の原則の中で議論をされているわけでございますし、

一義的に人件費の増嵩等もこれはあるいはあり得る可能性はあります。しかし、今の室長の設置につきましては、現段階でそれぞれいわゆる本庁にいる職員の、あるいはまた支所にいる職員の中からつまり室長として登用できる処遇にふさわしい人材を登用してまいりたいと。したがって、今すぐ給与費にはね返るといふようなことではないといふふうに考えているところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これ第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第3款民生費についての質疑を終結いたします。

第4款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、第5款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

第7款商工費についての質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 199ページ、1項2目13節委託料、街なみ整備委託料2,200万、これは一体どこにどういふふうな具体的な方法で使われるのでしょうか。

201ページ、1項2目19節委託料の商店街街路灯管理補助金121万8,000円、これはどこの商店街なのでしょうか。

同じくその下ですけれども、駐車場管理26万1,000円、これはどこなのでしょうか。できれば、1カ所だけであればこれは全体的に先ほどの同僚議員と同じように公平に行うべきではないでしょうか。

その次、同じところで中心市街地活性化対策事業の1,100万、これはどこにどういふふうに使われますか。

あとは、205ページ、4目の19節、佐渡観光協会に1,300万、同じところに観光協会に4,400万支出がありますが、これは一本化するような方向で考えて今年度はこういうふうな支出があるのでしょうか。具体的に今後の観光協会に対しての施策はどういふふうを考えている支出でしょうか、お聞かせください。

あと、207ページの5目19節の野口健さんの環境自然学校ですかに対しての500万の補助金、これは具体的にどういふような形でどのぐらいの事業効果を目的として支出をしているのか。

あとは、209ページで5目15節の観光施設工事1,600万、これは具体的にどこどこなのでしょうか、教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えいたします。

199ページでございますが、委託料、街なみ整備委託料、相川地区でございます。

それから、201ページでございますが、商店街街路灯維持管理補助金ということでございますが、これは島内全域でございます。

それから、その下の商店街駐車場維持管理補助金、これについては申しわけございません。ちょっと今資料持ち合わせておりません。

それから、中心市街地活性化対策事業補助金、これにつきましては旧両津市でございます。

それから、205ページの負担金補助及び交付金の方ですが、この佐渡観光協会と各地区の観光協会の合併につきましては、18年の4月に合併ということで各地区の観光協会の方でコンセンサスをいただきたいということであります。

それから、207ページの野口健・環境自然学校補助金ということでございますが、これにつきましては昨年佐渡百選でオリジナルツアーを8月に催しました。これによりまして、小木地区の方で前に外人の方でジャック・モイヤーさんという方がおられまして、なぎさの環境自然学校をやられておりましたが、この方が亡くなりまして、野口健さんも佐渡へ来まして、非常に佐渡が気に入ったということでございます。子供たちを中心に佐渡の自然のよさを感じさせてあげたいということで、春から秋、冬にかけて事業を展開すると。で、これにつきましては、コスモ石油さんが市と同額の500万ほどいただきまして、対応していただけるということ聞いております。

それから、209ページ、相当ございまして、両津のトレッキング案内看板設置、それから相川で佐渡会館高圧ケーブル改修工事、それから下水道管改修工事、観光ターミナル改修工事、それから遊歩道防護さく改修工事、それから入崎キャンプ場あずまや建設工事、夫婦岩駐車場改修工事、それから小木の素浜バンガロー村のポールがえ、それから素浜の駐車場区画線設置工事、城山公園の芝張り工事、それから赤泊の下水道切りかえ工事等でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） ありがとうございます。

もう一回、199ページの街なみ整備事業の委託料、相川地区ということで具体的にどういう方向での町並み整備を行っていくのか。また、この2,200万という支出の中でどの程度の規模が可能なのでしょうか。

それから、201ページの中心市街地活性化、これは両津ということで、昨年両津地区の中で湊周辺整備事業とかというようなあれで計画の策定事業に1,000万盛られて、中身はそういう方向では使われなかったような様子もあるのですけれども、これ具体的にそれを受けてのそういう支出であるのか、そして具体的にどのようなふうにお金が使われているのか。先ほども質問しましたけれども、答弁なかったので、もう一度そのことについて質問します。

それから、野口健さんの環境自然学校ですね。ジャック・モイヤーさんがやられたのは海洋自然学校だ

ったと思うのですけれども、そのときも採算ベースに合わなかったという事業だったと思うのですけれども、今後そういう中でどういう投資効果があらわれていくというふうに考えておりますか。その点もう一度お聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） 相川地区につきましては、羽田町一丁目、あるいは上町というようなところでございます。

それから、両津の中心市街地活性化対策事業補助金ということで、16年度につきましては1,000万の予算をいただきましたが、特例債を最初考えておまして、いろいろ経費を節減せよということで、国の補助金をいただくような事業に変換をさせていただきまして、それがもとで500万近いものになりました。その続きでございまして、北埠頭の開発計画、インフォメーションセンター等の作成に伴う委託料ということでございます。

それから、野口健さんにつきましては、非常に自然を大事にするという野口健さんであります。富士山に登りましても、ごみを拾って富士山に登るというようなものでございまして、本当に佐渡の自然を佐渡の子供たちに理解をさせてあげたいなど。ややもすると皆さん方自分の子供にも自然のよさを教授できない場合がいっぱいございますので、ぜひ佐渡のよさを野口さんから得たいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） まだ具体的なイメージというのはいわいてこないのですけれども、最後に一つだけもう一回、中心市街地活性化の対策事業ですけれども、これは合併以前から両津市の方で企画されていた事業ではないかと思うのですけれども、それにしても基本的に合併以前に両津が持っていた事業からすると、いろんな見直しがあったとしても事業に一貫性が見えてこないのです。具体的に最終的には両津という地域がどのような形で、またこの中心市街地がどのような形になっていくのがいいかという具体的な像が見えてこない中でこのように歳出ではないかと思えますけれども、その辺で手探りで進めていく事業なのかもしれませんが、合併以前に両津でも1,000万というお金を投じてビジョンを策定し、また昨年合併してからも1,000万、もう一回再策定という形でお金を歳出していたはずなのですけれども、結果的には違う方向になってきていると。基本的にこの事業に対しては本当にどういうビジョンを持っているのか、この辺だけ最後にお聞かせいただいて終わりにします。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木両津支所長。

○両津支所長（佐々木文昭君） 今稲辺議員おっしゃったように旧両津市の段階から計画した施設であります。特に両津市の場合はいわゆる北埠頭、夷地区だけを想定したいわゆる海岸の建設でございます。合併の協議の中で、佐渡の玄関口としてのいわゆる港湾、ほとんどの観光や物流を担う両津港をどうあるべきかという視点で議論し直しましょうやというのがもともとの発想であります。特に両津の場合には、北埠頭だけで考えた場合はいわゆる文化施設とかそういうものでよかったわけですが、観光を含めたということになれば当然北と南を二つ合わせまして検討しなければならぬ。もう一つは、ご案内のように国道350の両津バイパスが加茂湖を通過する、その背後に市の単独用地ができるというようなことで、いわゆる旧両津の夷商店街は新たに開発をされる北埠頭とさらに加茂湖に挟まれた市街地が形成されるわけです。



が、加茂湖と北埠頭だけを開発しても余り意味がない。そういう意味では、商店街を巻き込んだ開発をせざるを得ないだろうと。

もう一つは、湊地区についてもいわゆる港の漁師町としてのイメージを改めて見直した保存も必要だろうと。さりとて南埠頭周辺は観光や来訪者を受け入れるふさわしいいわゆるイメージづくりが必要だろうというようなことで、中心市街地活性化法に基づいた活性化の基本構想を市が独自で立てたわけです。その後合併になりまして、合併の中で先ほど指摘がございましたように1,000万の予算をいただいたのですが、それについては改めて特例債を使うより少しでも多くの補助事業を取り入れていきたい、いろんなメニューがあるわけですから、そういう意味では1,000万予算をいただいたのですが、500万程度でもう一度たたき直そうよと。しかも、両津の場合商工会が中心になりまして株式会社TMOが設立をされましたので、いわゆるむしろ官より民の方々の方から中心になった開発の方が実現性があるだろうと。そこで、行政、官ができることをしようというのがことし500万をかけてそんな議論をさせていただきました。

新年度は、いよいよ再開発という視点では国交省の事業でありますから、それに対する申請の資料作成をつくるというようなことで、そういうものができずと議員全員協議会の中にかけて、いろんな意見をお聞きしながらまさに佐渡の玄関口としてふさわしい両津港、あるいはその背後に控える市街地の開発についていろいろ議論を深めまして、できれば18年度に国交省の補助事業採択を受けて19年に実施設計をし、20年からいよいよ事業というスタートをしたいということであります。そういう意味では、今具体的なイメージと申し上げてもなかなか説明しづらいわけですが、新年度に改めてその予算を通していただければそういうイメージをつくりながら、また議会とも協議をしてまいりたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 商工費についての質疑を終結いたします。

次に、第8款土木費についての質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 229ページ、市営住宅建設工事についてです。これは5億ですか、盛っていますけれども、これはどの地区でどうなのか。決算審査特別委員会の報告によると、辺地といいますか、ある地域では市営住宅のあきがあるところもあるというようなこともちょっとちらほらと聞こえるところなのですけれども、この辺では中心部にあるのであれば民間の需要に合わせて市は遠慮するべきであるし、どういう理由でこの建設は必要性があるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

今回公営住宅として建設費の中に載っております住宅につきましては、議員のおっしゃるとおり5地区ございます。両津の白山第2住宅、それから金井地区の千種西下、それから瓜生屋第2住宅、それから野高屋住宅、畑野です。それから、赤泊の小熊住宅ということで5地区ございますが、このうち建てかえという部分で今回上がってきたのが先ほどの白山第2住宅、あるいは千種西下、それから野高屋住宅、この三つの住宅が一応建てかえというような形で載っております。それから、新規という形で載ってきたのが

瓜生屋第2住宅、それから小熊の住宅団地ということでございます。16年度につきましても要望していたわけですが、17年度に申請の中で何とか採択できるということで今回上がってきたわけでございます。

それで、稲辺議員がおっしゃるようになかなか住宅がなくて困っている地域と、それから空き家があるのではないかなというような地域もおっしゃるとおりでございますけれども、現在1,045戸の今管理戸数でございます。これは、公共賃貸住宅、あるいは公営住宅、それから県営住宅合わせまして1,045戸を今管理しております。そして、現在政策空き家というようなことで23戸ございます。それで、入居可能戸数ということで1,022ということで、入居世帯1,010ということで現在管理しておるわけでございますが、住宅につきましては民間の活力に求める部分がこれは基本になっていきます。佐和田、金井あたりにつきましては民間の活力によるところを期待するところでございます。周辺のいわゆる旧辺地と言われる地区につきましてはなかなかそういった活力がないということで、住宅の管理もやむを得ないことかなということで現在進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 住宅ですが、今の課長の答弁で佐和田、金井は民間にゆだねると、住宅建設。あとは公共でやりたいという答弁がありました。違うと思うのです。先月も金井の住宅築30年のやつを5戸抽せんをしました。5倍あったのです。ところが、稲辺議員言われるようにある地域では新築しても半分ぐらいあいているそうです。公共の住宅もやはり入りたい人が大勢のところへ建てていくべきだと思うのですが、今課長の答弁ですと、それはやめだ。佐和田、金井が希望者が多いと思うのです。それは民間に全部やらせると、あと周辺部が公共であるというふうには聞こえましたが、もう一度確認をさせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

今ほど佐和田、金井という一つの地域を限定して言いましたけれども、などということございまして、これが中心部が即新規の新しい住宅を公営住宅なり特定公共賃貸住宅を建てないということではないのでありますが、ただいわゆる募集をした場合にかなり応募者がおるといことになりまして、その辺のところを民間に、応募があれば入るといことございまして、その辺のところを期待して基本的にはそういった形で進めていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 同僚議員からも連檐率をよく話しているのを聞きますが、人が集まりやすいところへ行政のてこ入れをして、そして市税を上げていくというのが基本的な形であろうと思うのです。どうも今の課長の答弁では、どうせ自然に集まるから民間に任せて、行政は均衡ある発展で周辺部をやっていくというのは私は反対なのですが、もう一度同じ質問をします。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

我々そういった中心市街、いわゆる今国道350も混雑しておりますが、今バイパスもできようとしてお

ります。その中間あたりに何か緩和する道路整備、そういったことも今後考えていきまして、その辺の道路ができることによってまた住宅も建設しやすいという部分も今後あるのではないかと思います。それで、17年度の道路予算の中にも、そういったいわゆる中心市街も含めました道路のいわゆる整備をどうしていったらいいかというような予算も今回盛り込ませていただきました。そういったことで、住宅政策につきましましてはやっていきたいというふうに、当然建てかえ等も出てきておりますし、金井につきましましては建てかえという形で現在進めておるわけですが、佐和田についてもそういった部分も公営住宅もございますし、また県営住宅もございます。そういった形で、建てかえにつきましましてはそういった予算を入れながら今後進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 第8款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、第9款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第9款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、第10款教育費についての質疑を許します。

近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 驚きました。12月の一般質問で学校教育課長と論議を交わしたところですが、これまで合併特例債で学校や幼稚園を直す予算が組まれるとは夢にも思いませんでした。議会の特別委員会では、何度も申し上げているように統廃合の結果を待って建設に着手をすべきという答申を出しています、中間報告を。この前12月の答弁であなたが学校教育環境整備検討委員会、それことしの10月と言いましたか。10月に答申が出るのでしょうか。1年どうしても待てないで、これだけ議会を軽視して予算を計上するというのは、ちょっと私はきついなと思うのです。中を精査しますと、合併できるところがあるのになというふうなむだ遣いも私は感じるのですが、どうお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 古田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

17年度に工事を予定しておる主な学校は、新穂小学校の改築工事と二宮小学校の増築工事、それから継続事業であります。赤泊小学校の体育館の改築工事、同じく深浦小学校の体育館の改築工事、主なものはそんなところでございますが、それで……

〔「小木幼稚園もあるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 幼稚園を含めれば小木幼稚園もございます。小木幼稚園も継続でございます。

前回の議会のときにも、私は基本的には学校教育整備検討委員会の答申を待ってやりたいとお答えしたかと思いますが、ただし急を要するものにつきましては、新穂小学校と二宮小学校でございますが、この2校につきましましては検討委員会にご相談いたしまして、了解をいただいた後、さらに教育委員会市長部局とも協議をして予算計上したところでございます。理由につきましては……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 続けてください。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 新穂小学校につきましては、合併前に新穂村で計画しておりました事業で耐力度調査をした結果、耐力度が不足で危険校舎ということになっておりまして、これを放置することは危険だということで、もちろん学校統合のこともございましたが、新穂地区の中心校はあくまでも新穂小学校であろうということで、これはむだになる学校ではないという判断のもとに計画したものでございますし、また二宮小学校につきましては現在も児童数が増加しておりまして、あと3学級ぐらいこの後ふえる予定になっておりまして、もうあける教室がないということで急を要するというので計画をさせていただきましたので、何とぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 教育長の答弁がありますよ、12月のやつ。佐渡の学校は、非常に数が多くて小規模で教育環境として不十分であり、不均衡も生じているので、諮問委員会で統廃合に向けて審議をして、平成17年10月までに答申を出してからとにかく建設を行うということでしょう。こんなにたくさん議会15人メンバー集めて真剣に答申を出しておるのを全部無視でしょう。絶対納得いかないのです。特別委員会でまたやりますが、どうもこれ議会軽視ではないですか。違います。

○議長（浜口鶴蔵君） 古田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

決して議会の建設計画答申した特別委員会の中間報告を無視しておるわけではございません。その述べられた意見については、重く受けとめております。なおかつ、計画させていただきました事情は先ほど述べさせていただきますので、それでお許しいただきたいと思っております。

○48番（近藤和義君） あと特別委員会でやります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） ちょっと聞かせていただきたいのですが、263ページ、8節の報償、ここの中で講師謝礼というのが632万6,000円と、ちょっと大きい金額なのです。この後の方は大体わかりますが、これがまず内容どういうものなのか。

それから、次の267ページの13節のところでは清掃委託、それから周辺維持管理委託というのがありますが、これは各所に出てくるのですが、どういうことなのかちょっと聞かせていただきたい。

それから、次のページの269のところの6項の美術館、これ臨時職員賃金というのが7節のところにあります。これは恐らく1人分ではないかと思うのですけれども、ここの中で清掃委託、それから施設の管理の委託とかというのがありますね。これを私見ていますと、事業費がないのです。事業費がないといえますと、施設の清掃や管理というのは委託する必要がないのではないかと思うのです。事業が何にもないので、この中で内部の方でやれるのではないのかなというふうに思うのですが、これはどうなのでしょう。

それと、277ページの13節委託のところ、ここでも同じような清掃とか施設とかというのがいっぱい出てくるのですが、これが幾つぐらい数があるのかどうか。

それから、同じことで283のところでも体育施設のところで同じようなものが出てくる。これはちょっと金額が大きいのです。施設清掃、施設管理、施設周辺維持管理というのが600万とか1,400万とか1,200万とか出てきますが、これが一体どういうことなのかをちょっと聞かせてください。



○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 講師謝礼の件ですが、先ほど言いましたように10地区それぞれ特色ある学級講座等を行っております。それらを講師をお願いして、それぞれの地区の特色ある教室を開催している中で講師をお願いしておるということですので、ちょっと詳細については私わからないのですが、学級講座をやっているということでご理解を願いたいと思います。

それから、先ほどの美術館の件ですが、小木の美術館ですので、ちょっと私詳細については支所長の方をお願いしたいと思っています。

それから、体育施設等の例と言われましたのですが、体育館といいますと両津の総合体育館並びに各地区にある体育館、それから多目的広場、これらを指しております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今の講師の謝礼のところだけでも、これ630万もあるのです。幾つの講座をやるのです。これそんな簡単な金額ではないのです。講座を何十開くのですか。

それから、美術館にしても博物館にしても事業費がどこにも見えないというのは、これは一体どうなのでしょう。何もやる気がないということではないの。それなら閉めてしまったらいいのではないの。美術館なんか、常設しておいて人が集まるようなものなんか何にもないでしょう。あの程度のものだったら個人が持っておるものの方がずっといいもの持っています。だったら閉めたらどうです。

しかも事業費がたった講師の3万円ですよ。これ何やるのです。しかしかしてください。あの美術館というのは鳴り物入りでやった美術館でしょう。当初は何にもならないものに最高賞に300万もくれた美術展開催ですよ、あれ。市展より悪いような作品に300万もくれてやったのです。そのなれの果てではないの。もっとしかしかしてやってください。もう少ししかつとした答弁をいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） もう一度答弁を許します。

松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 小木の美術館につきましては、収蔵作品の選考委員会等の謝礼というようなことも載っております。定期的に展示をしていると、そのお願いをしているということですので、入館者対応というのが大きな内容となっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 265ページ、4目図書館、1節の報酬です。図書館協議会委員報酬なのですがけれども、15万9,000円の歳出が見込まれていますが、これ新市建設計画の中にあった図書館の建設についてということも話し合われているのでしょうか。もし話し合われているのであれば、どのような状況で話し合いが進んでいるのかお聞かせください。

そして、図書館は今後、今全国で図書館の新しいスタイルというのが実際に実現してしまっていて、これは単に本ばかりではなく歴史の資料、いわゆる地域に埋もれている文化財とかですわね。そういうものを図書館と一緒に市民、またはいろんな方々に紹介していく、そういう機能を持たせた図書館というものが実際にあちこちで新設されていて、実際すばらしい評価を受けているという状況なので、図書館の図書館協議会の委員の報酬についてお聞かせください。

それと同じように博物館、267ページの5目の1節報酬、博物館協議会委員の報酬、これも19万2,000円

見込まれていますが、現在佐渡市の中の博物館ということであるわけなのですが、これについて今後の博物館に対してこの協議委員の中でどのような運営のあり方がいいか、そのような話し合いはされているのか、具体的にお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） その前に、先ほどの質問の中で講師謝礼の件ですが、主な内容を申し上げますと、文化講演会、それから成人式、それから家庭教育学級、生涯学習フェスティバル、これらを実施しております。以上であります。

それから、図書館の協議会の委員ですが、15名の委員ということでお願いしておりますが、図書館につきましてはこれは運営の協議会ということで、建設計画とは切り離してお願いしております。

それから、博物館の協議会、これも15名ほどお願いして、博物館の場合はちょっと立ち上げは遅くなりまして、これから集中的に審議をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） もう一度。図書館の協議会、なぜ建設のことに携わっていないのか。また、この協議会の委員の中ではどういうことが具体的に話し合われているのか教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 生涯学習の建設検討委員会には、これは教育委員会の諮問機関としてお願いしておるところで、それらの合併特例債事業等の審議をお願いしておるところです。諮問もお願いしておるところで、ただ委員の中に図書館の館長さんも中に入っていていただいております。その中で一緒にその審議に加わっていただいておりますということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） その審議が図書館に対してどういう方向性を持っているのか、いわゆる具体的にどうすべきかというようなものが出ているのか、そういうことを具体的に聞きたいのです。

それから、もう一つです。271ページの7目の13節の委託料の中の文化財管理調査等委託料、これが456万4,000円ですか、見込まれていますが、この佐渡の中にはいろいろな文化財がありますが、これを一応データベース化をしっかりと、これは先ほど言ったように図書館の機能とあわせてだれでも簡単に検索できるシステムを構築していくということは、佐渡にとっていろんな意味で財産をみんなで共有できるということは、非常にいろんな意味で重要な課題だと思うのです。具体的に内容等これからの作業について教えてください。

その2点です。最後に質問します。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） お答えします。

詳しいことはちょっと私もわからないのですが、概括的なことでお話ししたいと思うのですが、まず図書館についてですが、ご存じのように現在佐渡市には三つの図書館があります。これは旧町村のときにできたものをそのまま引き継いでいるわけで、金井図書館、真野図書館、小木図書館と。ほかのところは、

全部公民館の図書室ということになっております。図書館には図書館協議会を置かなければならないという決まりがあります。したがって、私たちもこれをどう……それから合併のときに図書館建設という計画もあります。この辺をどう整合性をとっていったらいいのかということで大分検討したのですが、まず三つある図書館についてはやっぱり図書館協議会を開かなければいけないだろうと。ここで協議していることは、三つの図書館の運営を中心に将来の佐渡の図書館運営というのはどうあればいいかということを検討しております。まだ結論は出ておりませんが、前は図書館というのは非常にいろいろな縛りがあったのですが、今は補助金もないかわりに縛りもない。したがって、今ある公民館の図書室をそっくり図書館にすることもできるわけです。そこで、今議員ご指摘のように私たちとしてはこの図書室をできれば全部図書館にして、そしてどこかを中央館として検索できるような、全部10の図書館とするなら図書館として検索できるようにまとめていきたいと、情報化していきたいと。

それと同時に、ことし佐渡伝統文化研究所準備室を立ち上げましたので、ここともつないで、今ある各博物館、そうすると今度博物館の問題になるのですが、博物館がまたこれ三つあります。両津博物館、相川博物館、小木博物館と。それぞれに文化財がいっぱいあるわけですが、我々はこれを例えば両津の博物館に何があるかということインターネットで調べることはできません。これを全部データベース化して図書館、博物館、そういうものをデータ化してそれを一括して引き出せるように、提供できるように、島外へも発信できるように、これを考えてことし準備会を立ち上げました。これ博物館協議会を開こうと思ったのですが、それぞれの博物館協議会を今開いても余りこう、意味がないというのは失礼ですが、それよりも先に伝統文化研究所というようなものでつないだ方がいいだろうということでそちらの方へ行っています。

それで、文化財管理調査委託、これは文化財をそれぞれ個人というか、お願いしているわけですので、その管理を委託しているわけですが、今議員おっしゃるようなこういうもの佐渡には新潟県一、二指定文化財があるわけですので、これがどこでどういう状態になってどんな価値があるのかというようなことをデータベース化して引き出すようにおっしゃるようにしたい、そのために伝統文化研究所準備室を立ち上げたいと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 山本伊之助君。

○11番（山本伊之助君） 281ページ、ちょっと4点ばかりお伺いしたいのですが、8節の報償費で審判員謝礼、指導者謝礼とありますが、これは何の大会の審判謝礼なのか。また、指導者の謝礼は何のスポーツか、これをお伺いしたい。

それと、13節の委託料、スポーツ大会等の委託料、これ189万円、学校開放管理人委託料、これは766万円出ていますが、スポーツ大会等の委託料というのは何のスポーツか。それから、学校開放管理人委託料というのはどこの学校、どこの地域か、これを伺いたいのです。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） お答えいたします。

総務費の審判の謝礼と指導者の謝礼、審判謝礼というのは大会等の審判ということでありまして、指導者というのは年間通していろいろな教室を開いております。これらをお願いしている講師の方に払って



るものでございます。

それから、スポーツ大会の委託、これは両津あたりですと、それぞれのスポーツ大会をそれぞれ競技団体に委託をお願いしておられるということ、こういったものが189万ということで計上してあります。学校開放の関連につきましては、全地区が対象ですので、それぞれのちょっとまた今手元に資料ありませんが、各地区の学校を開放して夜間の学校の体育館を利用させていただいたということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 山本伊之助君。

○11番（山本伊之助君） 済みませんけれども、先ほど同僚議員が質問したと同じように私も言いますけれども、悪いですが、何の大会とか、スポーツ名も何もわからない。どういうことなのですか、これ。私が聞きたいのは、私たちもスポーツをやっている私たちも運営しています。そういうときに、我々にはそういう報酬とかそういうものは一つありません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○11番（山本伊之助君） 私の同僚。

よろしいですか。一部に差し出して一部にないという、そういう不文律なことがありますか。ちゃんと調べてお答えください。

○議長（浜口鶴蔵君） 松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 申しわけありません。お答えいたします。

指導者の講師ですが、これは両津あたりの例を見ますと、参考に内容を申し上げますと、春の歩け歩けの会、それから親子レクリエーション教室、それから親子水泳教室、少年少女ボート教室、少年少女サッカー教室、少年少女スポーツ教室、らくらくトレーニング教室、これらの謝礼となっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 山本伊之助君。

○11番（山本伊之助君） 済みませんけれども、そのお答えでは満足いきません。これは保健体育費として出ていますが、これは今言うような部分ですと、どこが主催でやっているのか。クラブ等の主催ですと、体協絡みになってきますし、体協に加入していない団体ありますけれども、それにしてもやっぱり指導者謝礼なんて649万円もあるのです。我々が一つの大会をやるときに、200万かそこらで寄附金を募ってやっていますけれども、これだけの予算があるということは我々が今まで勉強不足でそういうことを知らなかったということですか。返答はよろしいですけれども、今後の質問のときにはきちっと答えるようにお願いします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 3点お願いします。

図書館の件に関しては、先ほど教育長から私が質問したいところほとんど答えていただいたのですけれども、となると図書館の新設というか、建設計画はかなりまだ先のことと思われるのですけれども、それにしてはこの図書費という178万、非常に少ない。歴史、文化、教養、娯楽の島としては非常に悲しい。これでは新聞代と雑誌代で消えるのではないかと思いますので、もっと図書を充実させてほしいと思います。

その1点と、トライアスロン大会ですけれども、昨年は合併1年目だったのですけれども、合併記念大会という予算が補正が組めなくて名目だけの大会でした。ぜひ今年度は本当の意味の佐渡市誕生の大会として充実させてほしい。

それともう一つ、大会会長であるこれは市長に答えていただきたいのですが、佐渡のいろんな行事、イベント、観光アクションプランとかいろんなものを見ても、現在の佐渡における一番の最大のイベントはトライアスロンです。あちらこちらのパンフレットに載っているとおりです。これは今までやっている参加者、あるいは事務局からもその方向がいいというのですが、教育委員会ではなくて観光商工課、観光の一大イベントとしてやれば、もっと旅館とか観光業者の民間の人たちも加わってくるのです。はっきり言って今の段階では、自分のところに選手が泊まらない観光業の人たちは傍観しているというか、教育委員会関係の人たちのボランティアで大会が運営されているような傾向がありますので、ぜひ佐渡のトライアスロン大会はこれからどんどん充実させていけば、今でも現在日本のトップクラスですので、世界の大会として今チェジュ島は非常に頑張っています。向こうに去年はかなり選手をとられたのですが、対抗すれば佐渡の方がずっといい大会ができると思います。その辺を大会会長としてお考えをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） トライアスロンの件についての村川議員の質問にお答えしたいと思いますが、一つは教育委員会から観光商工課とか担当をかえたらいいのではないかという話、ちょっと今急に言われたので、私その判断がつかないわけなので、これらについては調べさせていただきたいと思います。

ただ、2番目の私もばたばたして去年何もできなかったのですが、トライアスロンの佐渡のイベントの中での存在感というのは非常に議員が言われるように大きいものがありますし、本来であれば世界から来る参加者に対して、本当にニーズに合ったようなトライアスロンであるのかどうかという一部疑問もないわけではありません。そここのところは、現在やっている人たちの現場の方々の意見を聞き、あるいは参加者の意見も聞いて、ぜひこの参加をふやしていくという、ちょっとどうも減りぎみであるので、心配なのです。ちょっと意見を聞きながらやらせてもらいたいというふうに思っております。ぜひ重要な位置づけをしたい。この間知事に言ったら、知事も参加するかもしれないということをやったので、ぜひ参加してくれと言っておりますので、そここのところはどうなるかわかりませんが、そういう位置づけはしっかり位置づけとして持ちたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） お答えいたします。

図書館の図書購入費が178万ということでありまして。これはあくまでも備品購入費として178万ということで、前のページにそれ以外のものにつきましては、備品ではないものにつきましてはこの需用費の消耗品1,100万、この中から購入しているということでご理解お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 私が最後になるようなので、簡単に何点かお聞きしてまいりたいと思います。

今図書費の関係に関連して私の方で申し上げたいと思っておったのですが、今の答弁によりまして、

1,100万の消耗品の中に図書購入費が入っているという理解でよろしいのでしょうか。例えば数字挙げて申し上げますと、去年はこの図書の購入費は517万6,000円だったのです。これで対比しますと70%の減という単純計算になるものだから、これは全島に図書館をつくろうかと意欲を持った佐渡市としては、政策的にこれは問題ではないかと、こう思っておりますので、今答弁が当たっておれば、その部分は消耗費でカバーするのであれば答弁は要りませんが、そうでなければこれは佐渡市のある面で教育行政の姿勢が問われる、このように申し上げたいと思います。

あと1点であります。これは相川に関係することではありますが、275ページですが、佐渡金銀山の関係です。工事請負費の関係です、15節ですが、3,801万円という額ではありますが、これは大変な金を使って建設をいたしたところでありますが、これは今回の予算佐渡奉行所の整備だと思っておりますが、これで終わりでございますか。この後まだ後年度に追加して計画があるのだからどうか、この点を確認をしたいと。

以上、2点であります。図書費の関係は、私が言うたことが当たっているのであれば答弁は要りません。以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

松田生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） それでは、お答えいたします。

佐渡金銀山遺跡整備工事3,801万円ということですが、これは佐渡奉行所跡のことでございます。これは、今までも地形の復元とか歴史建造物の復元、それからいろいろなせり場の遺跡の整備等を行ってきておりますが、17年度以降も引き続いて遺構調査を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 執行部も議会ももう3時間半も延々と議論をしておりますので、この辺で暫時休憩を求めたいと思います。お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） その準備はいたしておりましたが、一般会計の歳入歳出、一般会計のこの部分につきまして終了いたしましたからという考えでございます。

第10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、第11款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

災害復旧費についての質疑を終結いたします。

次に、第12款公債費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第12款公債費についての質疑を終結いたします。

次に、第13款諸支出金についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第13款諸支出金についての質疑を終結いたします。

第14款予備費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

第14款予備費の質疑を終結いたします。

これで議案第69号についての質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午後 6時32分 休憩

---

午後 6時47分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第70号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 1分間でやるからな。7ページをお開きください。本当は100点上げたいのだけれども、ちょっとできが悪いところがあるので、60点しか上げられませんが、これから質問をしてみたいです。

1の国民健康保険税で1億7,790万3,000円これは保険税を安くしました。次に見ていただきたいのが10の繰入金、ここに7億2,494万9,000円という数字がありますが、このうちの2億4,000から2億5,000というのがこれは基金から入ったお金であります。そこで、今私が申し上げたお金のうち11の繰越金というのが比較のところでは3億5,655万5,000円と、これが入っておる。この三つの要素を国民健康保険税を軽減できる原資として私が計算をしてみますと、4億1,790万3,000円という数字が出ます。これは、さきの議会で私があの基金を積み立てるようであれば予算修正をするぞと言って厚生常任委員会でやったのです。先ほどの補正でもって2億5,000何がしの基金を積まないで繰り越した。それが今度は17年のここへあらわれておる。そこで、それでは一体被保険者というのは何人おるかということ、3万1,000人でございます。4億1,790万3,000円を3万1,000で割りますと、6,513円という数字が出ます。これはどういうことかということ、去年よりは国民健康保険税は1人当たり6,513円減額しますということでもあります。もしこれが3人家族でいえば三六、十八、約2万円くらいの保険料の減額になる。これはおれは高野市長を褒めてあげたいし、その担当の課長も厚生常任委員会の言うことを聞いてよくぞやったなと、こういうふうにして褒めてあげたい。

ところが、褒められないことがある。現在給付準備基金というのは8億3,083万2,000円あるわけでありまして。ところが、国が最高に基金を持っておりなさいという金額が7億円であります。したがって、まだ1億3,000万も我々の国民健康保険税を取り過ぎておるということになります。しかしながら、今私が申し上げましたように1人頭6,513円去年よりは引き下げたのだから、その限りにおいては経過措置として60点の点数を上げると、こういうこと。あと1億円あるのだから、これは今後また軽減財源にすべしと、私がこういうふうにならぬこの7ページをかみ砕いてお話をしておる。課長、今私の話を認めますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

非常に参考になるご指導ありがとうございます。そうは言っても、今後17年度の医療費の関係がどの程度推移していくのか、それもちよっと心配な部分も確かにあるわけですが、例えば具体的に6,513円が妥当なのかどうか今後内容を精査をさせていただいて、なるべくなら軽減をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私がここに書いていないことまでかみ砕いて言うておるとするのは、あなたは8月本算定のことを考えておるのでしょうか。国民健康保険税というのは、8月に始まって7月に終わる。これが普通の会計とは違う仕組み。そこで、あなたの言うておるのは、これから医療費が増嵩するとかなんとかということが起こるかもわからぬと。それは8月本算定まで見てみぬとわからぬと、こういうこと。だから、私がまだ1億余分にあるではないかと。国が最高に積んでおきなさいよという医療費支払いの3カ月分を超えて1億3,000万という銭を持っておるわけです。少々のが起こっても、私が今説明した数字は動かないだろうと私は思います。そうだとすれば、仮定で言いましょうよ、仮定の問題だから。これから狂牛病でもはやるかわからぬから、何が起こるかわからぬから、仮定の問題で今私が示したように今後大きな医療費の変動がなければ、大体6,500円から1人頭7,000円の保険料の軽減は去年に比べてできる、こういうふうに読んでよろしいかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

今の現状で本算定そういうことはないように祈りながら、そういう方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 聞いておる皆さん方を証人といたしまして、よほどのことがない限りことしの国民健康保険税は1人頭7,000円、これは平均値でございますから、所得によっては高い人が出てくる。それから、逆に所得の低い人はもうちょっと下へ下がるということはあるんですが、平均値で6,500円から7,000円の国民健康保険税が引き下げられるだろう。財政厳しい折から、税金は納められない、経済は厳しいという中で、一里塚ではあるが、国民健康保険のこの予算でさっきは60点と言うたけれども、今課長の話だとその線で努力をするということであるから、80点を与えて私の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 加賀さんの立派な、私は減税スリム化ということで我々貧乏人にはありがたいのですが、一課長がこのことを、ようございます、承知しましたと言質とられてしまったのです、加賀さんに。市長、どうなのですか。これあなた、そうすると……

〔「数字だからいいんだ」と呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） いや、数字だからいいというたって、聞いておる者はみんなそういうとり方をするのですが、市長もそれで賛成だと受けとめていいですか。私反対するのではないよ。あなたの財政計画

の中で、それでいいのだかということを知っているわけです。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 行ったり来たり申しわけありません。要するに6,000円から7,000円減額するというふうに断言をしておるわけでございますので、その辺のところご理解いただきたいと思います。なるべく減税するような方向で内部検討させていただきたいというのが現状であります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、私は今与えられた数字で説明しておるのです。この数字のとおりになればこうなるぞと、こう言っておいたのですね。努力するも何も、君たちが出した数字ではないの。では、この数字が違うという見方があるの。そういう答弁をしてはいけません。今議事進行だから、私の質問は終わっておるのですけれども、そんなあいまいな答弁をするようなら、今度は委員会において一筆書かせるということになりますよ。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議事進行発言に対しては、当然委員会審査のもとで慎重審議をお願いしたいと存じます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 平成17年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 財産区全体について聞きたいので、ここまで待ったのですが、会長報酬が二宮なんかは6万6,000円です。ところが、畑野以下は1万9,000円と、これ会長の報酬が違う。したがって、それは町村当時はそれぞれの財産区ですからいいですが、これはやっぱり佐渡市になった財産区としたら、統一したあり方をつくらなければならぬと思うのです。そのまま流しておるだけ。もともとこの財産区というものは佐渡市にとって果たして必要なものかどうなのか。これは前から議論があるところですが、この際聞いておきますが、この報酬等についてはどうしてこういうふうに決めているのかが1点。

これは早く地元の方々におろしてやったらいいのではないかと、このことについて2点目。

3点目は、財産区の実際的な総財産、金額がどの程度あるか、今わからなかったら後でいいですが、果たしてこれだけのお金をつぎ込んでいいのか、あるいは地元の人たちに両津みたいにして法人というか、そういうふうにしてつくってもらって守っていただいた方がいいのか、その辺のことについて3点聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

親松総務課長。

○総務課長（親松東一君） 総括的なことということで私の方でご答弁を差し上げます。

まず、報酬ということですが、この財産区はご承知のとおり地方自治法上でいう一つのある特別区と、簡単に言えば自治体と、そういう位置づけになっております。したがって、その自治体でそれぞれの報酬額が定められるという解釈で、財産区それぞれの予算をここで議決をされるということになるわけがあります。その周知につきましては、先ほどの竹内議員にもお話をしましたが、いろいろ財産区の成立、

設置の経過がありまして、市町村合併とかいろいろな経過がありまして、一概に否定はできませんが、例えば佐渡市になったことを契機として佐渡市が財産区の合併といいますか、解消といいますか、そういうものについては私ども議会の委員会等の指摘もありまして、これから財産区の方に支所を通じていろいろなそのことはどうであるかという働きかけはしていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 平成17年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 平成17年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 市長に質疑いたします。これは、けさほど市長決算について2度目の謝罪をいたしました。今決算審査特別委員会まだ終わっておりませんし、委員長の中間報告もできない状態であります。まだ市長、謝ってもらわなければならないことがかなりございます。心しておいていただきたいと思えますが、さてそのことに関連をしてこの企業会計見ますと、研修費17万載っております。私がここで市長にお伺いをしたいのは、企業会計について職員の研修をきちっとやってもらわないと、官公庁会計と間違っておる、企業会計の何であるかがわからない人がやっておる。いわんや消費税が出てきておるから、予算的にも非常に面倒だと思えるからその研修を専門的に、あと病院会計でもこれ出てくることにはなりますが、この水道事業会計で一括して言っておきますが、その研修をきちっとさせる意思があるかどうか。そして、来年度の決算審査特別委員会には、あるいは決算については、市長として二度と頭を下げなくてもいい決算ができるかどうかお約束をいただきたいし、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 肥田議員の言われるように、2回目の陳謝をしたことはまことに恥ずかしいことでもありますけれども、確かに企業会計と単式簿記の要するに自治体の会計では全く内容が違うわけでありまして、そここのところのすれ違いというか、勘違いも今回の件ではあったように思えます。総務課長を中心に研修については大いに頑張ってもらおうということもしておりますので、よろしくお願ひします。もう一度ないように努力をするつもりであります。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 平成17年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第84号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

---

日程第8 請願第1号から請願第8号まで、陳情第1号及び陳情第2号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、本定例会における請願、陳情は、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 7時08分 散会